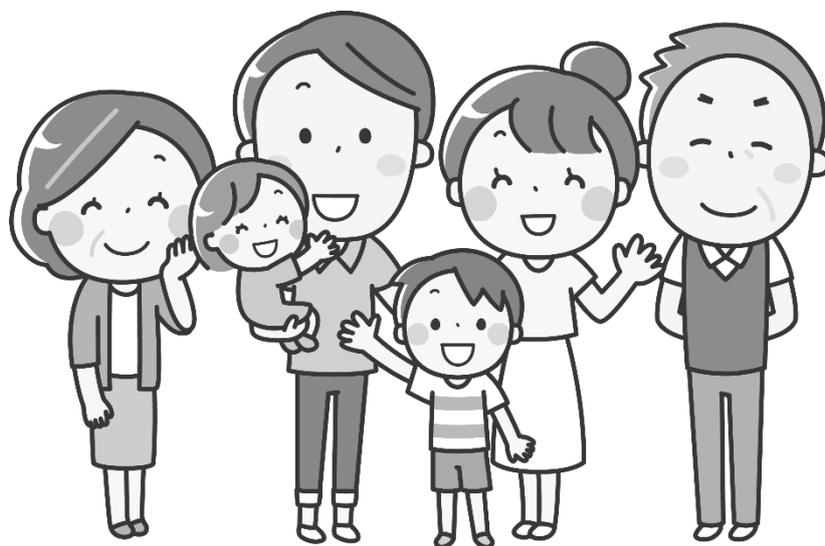


**第 2 期 吉 見 町  
地 域 福 祉 計 画 ・ 地 域 福 祉 活 動 計 画**



～ 笑 顔 で つ な が る 元 気 な ま ち よ し み ～

平成31年3月

吉 見 町 ・ 吉 見 町 社 会 福 祉 協 議 会



## 町長あいさつ



本町では、平成26年3月に吉見町地域福祉計画を策定し、地域での世代を超えた助けあい・支えあいの活動により、すべての町民が安心して生活していくことのできる地域づくりを目指し、「笑顔でつながる元気なまちよしみ」を基本理念に掲げ、様々な施策に取り組んでまいりました。

一方で、少子高齢化の一層の進展、単身世帯・高齢者世帯の増加、生活形態や価値観の多様化により、地域における社会的なつながりの希薄化・孤立化、増加する社会的弱者に対する虐待など、町民が抱える生活課題も多様化・複雑化し、これまでの既存システムだけでは対応しきれない困難な課題が生じております。

国では、「『我が事・丸ごと』の地域共生社会」の実現を福祉改革の基本方針として、「他人事」を「我が事」とする地域づくりの仕組みと、その仕組みを支える支援や公的な福祉サービスへの繋ぎを含めた「丸ごと」の相談支援体制づくりのため、関係法令の整備を進めています。

こうした情勢を踏まえ、本町の地域福祉をさらに推進するため、このたび平成31年度から5年間を計画期間とする「第2期吉見町地域福祉計画」を策定いたしました。

この計画では、地域福祉活動の担い手の確保、地域交流活動の促進、『我が事・丸ごと』の体制づくりなどを進め、地域住民相互の支え合い活動をより一層促進するために、基本理念に基づく、基本目標や取組を定めております。

今後、計画の推進を通じて、地域における支え合い活動の輪を広げ、町民の皆様をはじめ、福祉事業者、吉見町社会福祉協議会などと協働で地域ぐるみの福祉を創ってまいりますので、皆様の格別の御理解、御協力と更なる積極的な参加をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重な御意見をいただきました地域福祉計画策定委員の皆様をはじめ、地区懇談会、町民意識調査に御協力をいただいた多くの皆様に厚くお礼申し上げます。

平成31年3月

吉見町長 宮崎善雄



## 社会福祉協議会会長あいさつ

超高齢社会の進展、価値観やライフスタイルの多様化など地域社会の変容に伴い、家庭や地域でのお互いの助け合い、支えあう相互扶助が薄れてきており、地域の福祉をとりまく環境は大きく変化しております。

当町においても、こうした中、地域における福祉課題も多様化し、公的サービスだけでは対応できない様々な福祉課題が増加しております。



これらの課題を解決するには、地域福祉を取り巻く環境の変化に対応するとともに、町民の福祉ニーズを的確にとらえ、効率的かつ効果的な施策を展開していかなければなりません。そして、住民一人ひとりが主体となり地域全体の課題に取り組み、様々な社会資源が連携し合い課題解決に取り組む新たな仕組みづくり、いわゆる「我が事・丸ごと」の地域共生社会の実現が必要です。

吉見町社会福祉協議会は、子どもからお年寄りまで、地域の方々の「ふだんのくらしのしあわせ」を目指し、地域の皆さまと手を携えて地域福祉を推進しております。

今後、将来にわたり「住みやすい地域」を実現していくために、町民一人ひとりが「自分や家族が暮らしたい地域」について考え、主体的・積極的な姿勢で今から出来ることを実践し、地域福祉の豊かな土壌を育むことが大切であると考えております。

こうした状況を踏まえ、町民の皆さまをはじめ関係役員、関係機関、団体のご協力をいただきながら、行政と連携して「地域福祉計画・地域福祉活動計画」を一体的に作成しました。

吉見町社会福祉協議会では、この計画に基づき、地域福祉活動の推進に努めてまいりますので、御支援・御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、この計画の策定に当たり、貴重な御意見をいただいた地域福祉活動計画策定委員をはじめ、地区懇談会御参加の皆様及びアンケート調査に御協力いただきました皆様に心から感謝申し上げます。

平成 31 年 3 月

社会福祉法人 吉見町社会福祉協議会  
会長 内野 勇 治



# 目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景	1
2 地域福祉とは	2
3 計画の位置づけ	3
(1) 地域福祉計画	3
(2) 地域福祉活動計画	5
(3) 各計画との関連	6
4 計画の期間	7
5 計画の策定体制	7
第2章 吉見町の現状	9
1 統計などからみる現状	9
(1) 人口構成	9
(2) 世帯の状況	10
(3) 出生の状況	12
(4) 要介護認定者の状況	13
(5) 障がい者の状況	14
(6) 民生委員・児童委員の相談支援活動件数	15
(7) 生活保護受給者数	16
(8) 虐待など相談件数	16
2 各種調査などからみる現状	17
(1) 町民意識調査	17
(2) 地区別懇談会	25
■東地区 まとめ	26
■西地区① まとめ	27
■西地区② まとめ	28
■南地区 まとめ	29
■北地区 まとめ	30
第3章 計画の基本的な考え方	31
1 基本理念	31
2 基本目標	32
地域の現状	32
本計画の目指す姿	32
基本目標1 福祉意識の醸成と担い手づくり	32
基本目標2 自助を支える互助・共助と公助が連携したまちづくり	32
基本目標3 すべての町民が安全で安心して暮らせる地域環境づくり	32
3 施策の体系	33

4 福祉圏域の設定.....	34
第4章 施策と活動の展開.....	35
基本目標1 福祉意識の醸成と担い手づくり.....	35
基本施策Ⅰ 福祉意識の醸成.....	35
基本施策Ⅱ 地域福祉活動を担う人材の育成.....	38
基本施策Ⅲ 地域住民同士の交流の促進.....	41
基本目標2 自助を支える互助・共助と公助が連携したまちづくり.....	45
基本施策Ⅰ 地域福祉活動の環境整備.....	45
基本施策Ⅱ 安心して利用できる福祉サービスの充実.....	49
基本施策Ⅲ 包括的な支援体制の整備.....	53
基本施策Ⅳ 情報提供の充実.....	56
基本目標3 すべての町民が安全で安心して暮らせる地域環境づくり.....	58
基本施策Ⅰ 避難行動要支援者の支援方策.....	58
基本施策Ⅱ 一人ひとりの人権の尊重.....	60
基本施策Ⅲ もれのない見守り活動の推進.....	65
基本施策Ⅳ 住民参加による在宅福祉サービスの充実.....	69
第5章 計画の推進.....	71
(1) 計画の公表.....	71
(2) 計画の進捗及び評価.....	71
(3) 数値目標一覧表.....	72
資料編.....	73
1 策定の経緯.....	73
2 吉見町地域福祉計画策定委員会設置要綱.....	74
3 吉見町地域福祉活動計画策定委員会設置要綱.....	75
4 地域福祉計画策定委員会及び地域福祉活動計画策定委員会名簿.....	76

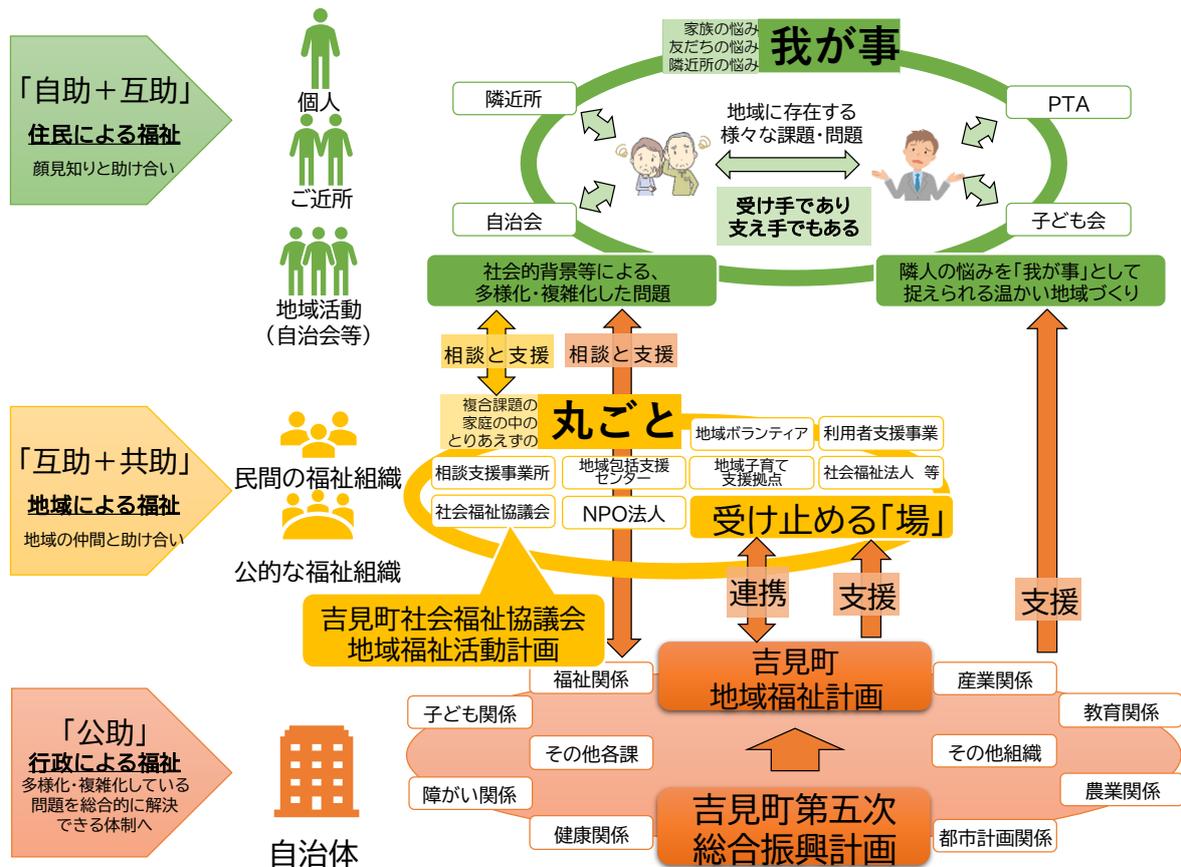
# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の背景

本町では、第五次総合振興計画において、「健やかで笑顔あふれるぬくもりのあるまち」を実現するため、地域福祉を推進する中で、「地域で世代を超えた助けあい・支えあいの活動が行われ、すべての町民が安心して生活をしています。」を目指す姿として掲げています。しかしながら、近年、人々の価値観やライフスタイル等の多様化とともに、生活課題も多様化・複雑化しており、住民が地域で自立した生活を送るためには、現在の介護保険法、障害者総合支援法、子ども・子育て支援法など既存の縦割りのシステムでは、対応が困難な課題が生じており、限界があると考えられています。

このような背景のもと、国では、身近な人の問題を「我が事」のように捉え、住民が支え合う地域を作り、「互助」による生活課題の解消を図ることに加え、多様化・複雑化した住民の生活課題に対し、「丸ごと」課題を受け止められる場を作ることで、住民一人ひとりが地域で自立した生活を送ることができる社会づくりを目指しています。その取組として、「『我が事・丸ごと』の地域共生社会」を社会保障改革のキーワードに掲げ、その実現に向け法整備等を進めています。

本町では、地域で世代を超えた助け合い・支えあいの活動が行われ、すべての町民が安心して生活できる「『我が事・丸ごと』の地域共生社会」の実現に向けて、総合的に地域福祉を推進するための基本指針として、「吉見町地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定したものです。

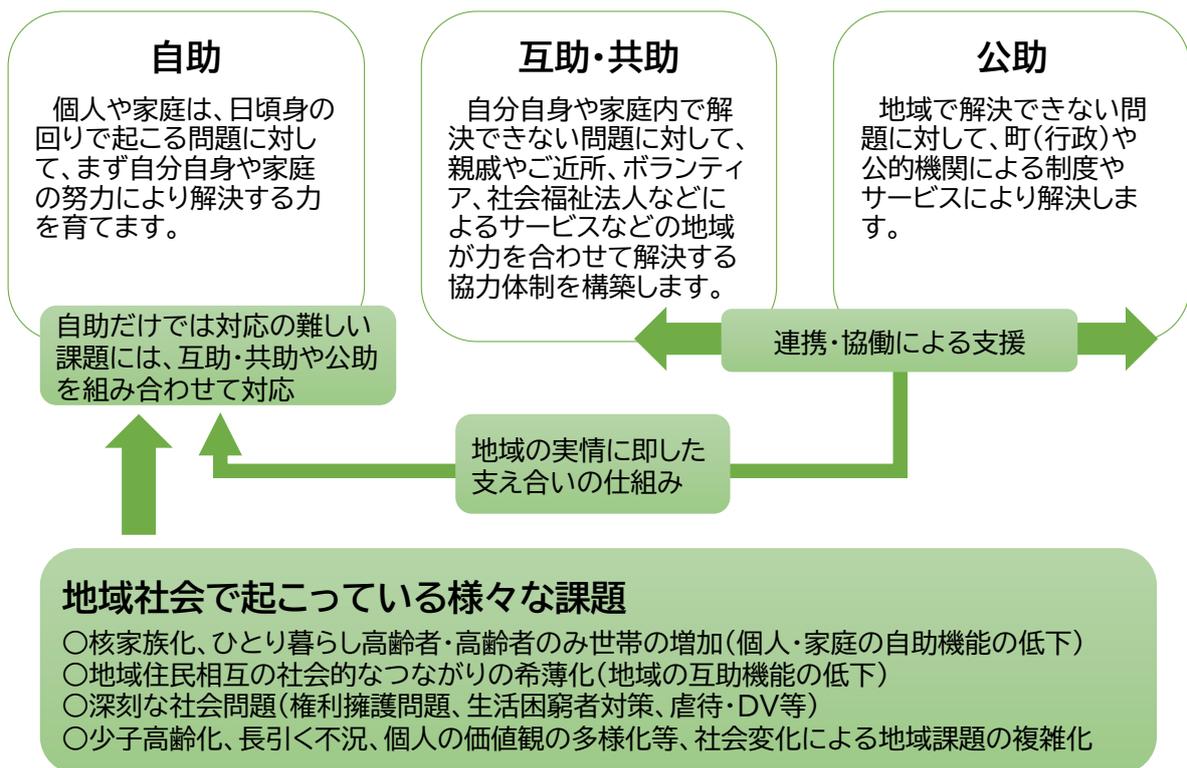


## 2 地域福祉とは

中央社会福祉審議会社会福祉構造改革分科会において、社会福祉の理念は、「個人が人としての尊厳をもって、家庭や地域の中で障がいの有無や年齢にかかわらず、その人らしい安心のある生活が送れるよう自立を支援すること」としています。

現在、様々な社会変化を背景とし、地域住民の福祉ニーズは増大・多様化・複雑化しており、町民の誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる地域社会を実現するためには、個人が抱える様々な生活課題に対して、以下の「自助」「互助・共助」「公助」の連携により解決していく事が重要となっています。

つまり、地域福祉とは、公助によるサービスだけでなく、「互助・共助」と「公助」の連携により「自助」を支え、地域全体が互いの努力と連携をもとに、地域の中で安心して生活していくための支え合いの仕組みを充実させるとともに、その支え合いにより地域住民相互の協力関係を再構築するためのものです。



### 3 計画の位置づけ

#### (1) 地域福祉計画

地域福祉計画は、社会福祉法第107条の規定に基づいた「市町村地域福祉計画」として位置づけられ、本町の「第五次吉見町総合振興計画」を上位計画とし、福祉に関連する各分野を横断的につなぎ、その地域福祉に関する事項を具体化するものです。

また、第1期計画の取組に加えて、これまでの社会福祉法の改正内容や通知、地域福祉に関連する生活困窮者自立支援制度、成年後見制度利用促進計画、再犯防止推進計画等の内容を盛り込むとともに、現在、本町において推進している保健福祉等に関する各計画との整合性を図り、共通の理念に基づき、地域福祉に係る基本的な取組を具体化したものです。

#### 社会福祉法から抜粋

##### (地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

##### (包括的な支援体制の整備)

第106条の3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 1 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
- 2 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 5 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

(生活困窮者自立支援制度)

■生活困窮者自立支援法 平成27年4月施行

生活保護に至る前に、総合的な支援を行うことで、国民の自立を促すための制度を定めた法律です。相談体制において、社会福祉協議会や民生委員・児童委員等との連携が重要である、と規定されました。

■生活困窮者自立支援法 平成30年10月改正

本改正では、基本理念や定義を明確にし、生活困窮者と接する可能性のある部局（福祉・就労・教育・税務・住宅など）において制度の利用勧奨を行うことや、制度のより積極的な活用のために会議体を設置できることなどの改正が行われました。

(成年後見制度利用促進計画)

■成年後見制度の利用の促進に関する法律 平成28年4月施行

成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした法律です。市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるよう規定されました。

(再犯防止推進計画)

■再犯の防止等の推進に関する法律 平成28年12月施行

再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とした法律です。市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めるよう規定されました。

## (2)地域福祉活動計画

地域福祉活動計画は、社会福祉協議会が策定する、地域住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を営む者等が協働して地域福祉を推進することを目的とした民間の活動・行動計画です。

### 社会福祉協議会について

社会福祉協議会は社会福祉法第 109 条に規定され、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、以下の事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とした団体です。

### 社会福祉法から抜粋

#### (市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

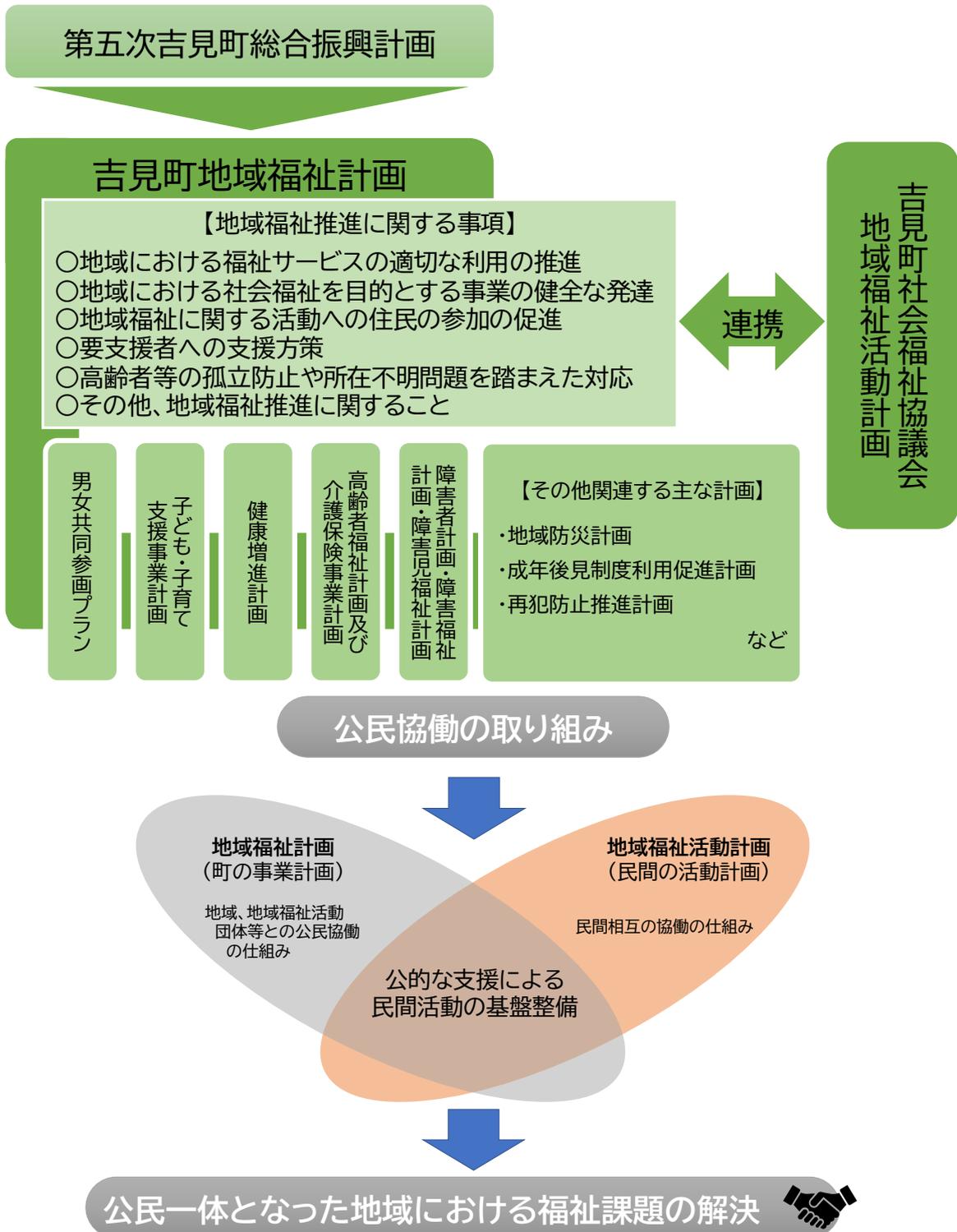
第 109 条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を営む者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営む者の過半数が参加するものとする。

- 1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 4 前 3 号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

### (3)各計画との関連

地域福祉を計画的・効果的に展開するためには、地域住民による福祉活動、民間の福祉サービス機関・団体等による活動、行政等による公的な福祉サービスが一体となり、包括的に支援していく仕組みづくりが必要です。

このため、町の策定する「地域福祉計画」と、吉見町社会福祉協議会の策定する「地域福祉活動計画」を一体的に策定することで、本町の地域福祉の効率的な推進、自助、互助・共助、公助の連携体制のより一層の充実、公民が協働した取組による地域の課題解決を目指します。



## 4 計画の期間

計画の期間は、2019年度（平成31年度）を初年度とし、2023年度（平成35年度）を目標年度とする5か年の計画とします。また、目標年度の2023年度（平成35年度）には第2期計画の評価及び見直しを行います。さらに、計画期間中に法改正などがあった場合は、見直しを行うなど柔軟に対応することとします。



## 5 計画の策定体制

この計画の策定体制は、町民の代表や関係機関・団体等からなる吉見町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会を設置し、計画内容の検討・協議を行いました。

また、町民が自ら考え、話し合うことで、地域の課題やその解決策、地域の特性を明確にし、効果的な地域福祉施策展開のための基礎資料を得ることを目的に、地区懇談会を開催しました。

さらに、地域福祉に関する町民の意識や要望・意見等を把握し、この計画を策定するための基礎資料を得ることを目的に、町民意識調査を実施しました。

### 【委員会等】

- ・ 策定委員会の設置
- ・ 町民意見公募（パブリックコメント）

### 【各種調査】

- ・ 2018年度（平成30年度） 地域福祉計画策定に関する町民意識調査
- ・ 2018年度（平成30年度） 地域福祉計画策定に関する地区懇談会



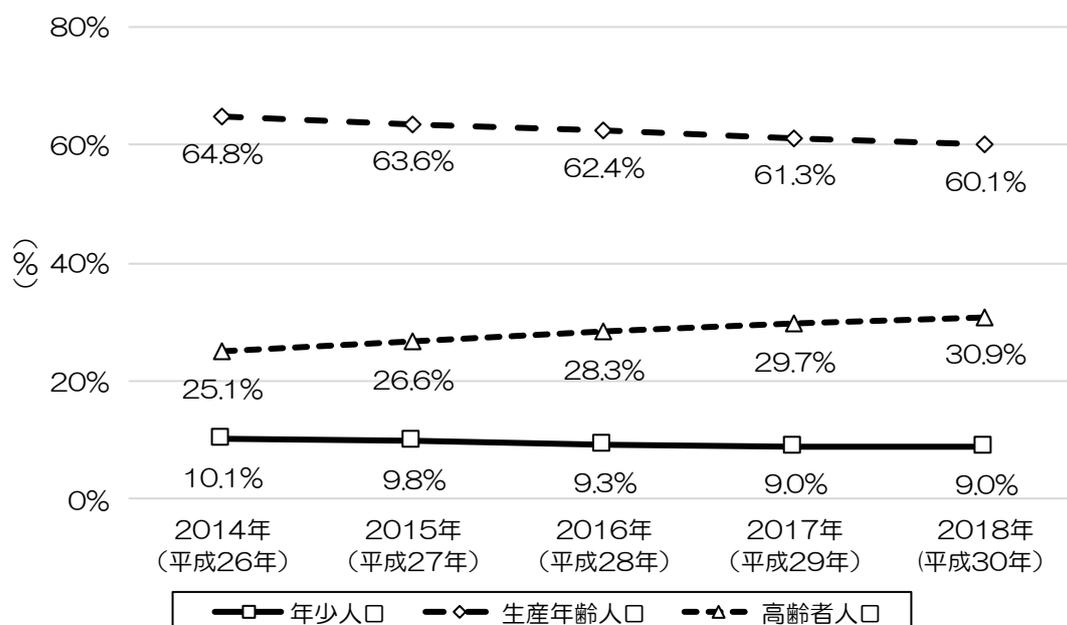
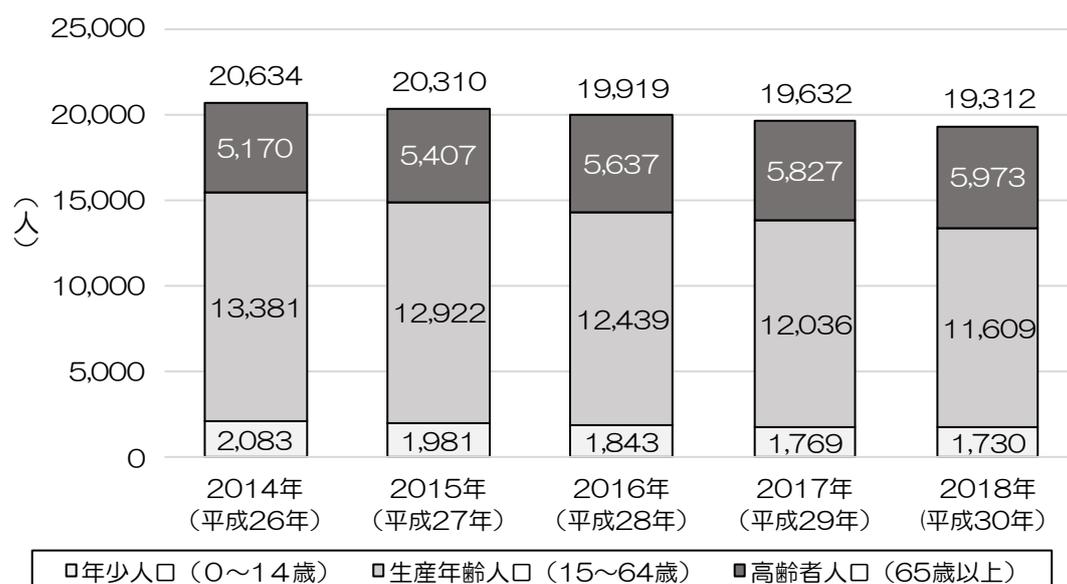
## 第2章 吉見町の現状

### 1 統計などからみる現状

#### (1)人口構成

##### ①総人口と年齢3区分別人口の推移

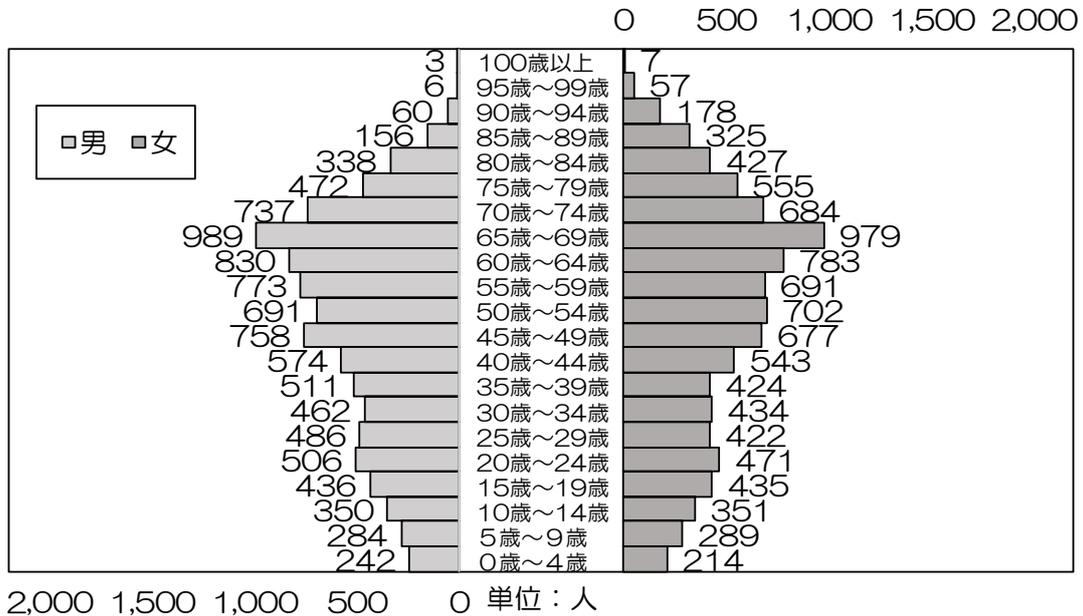
本町の人口は、2014年からの4年間で、1,322人減少しています。また、年齢3区分別の構成比の推移を見ると、高齢者人口の割合（高齢化率）が高くなっています。



出典：福祉町民課 住民基本台帳（各年4月1日現在）

②人口ピラミッド

本町の年代別の人口分布を見ると、団塊の世代を多く含む「65歳～69歳」が最も多くなっています。また、国などの人口ピラミッドでは、団塊ジュニアと呼ばれる、「45歳～49歳」の分布が次いで多いですが、本町においてはあまり多く分布していません。実家を継がず、町外に出て生活している団塊ジュニアが数多くいることが考えられます。

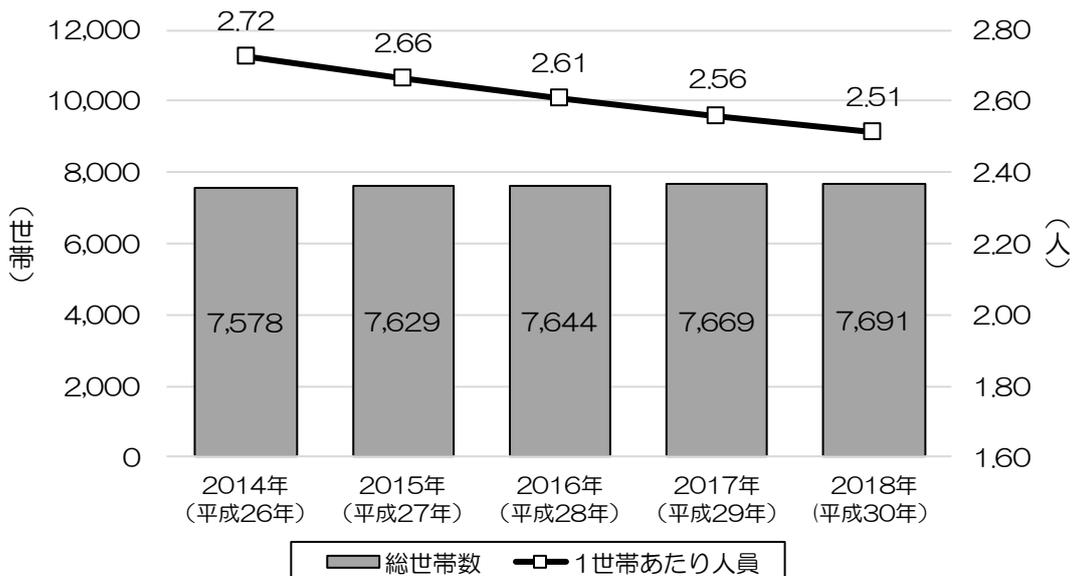


出典：福祉町民課 住民基本台帳（平成30年4月1日現在）

(2)世帯の状況

①総世帯数と1世帯あたり人員

本町の総世帯数を見ると、2014年からの4年間で113世帯増加しています。また、1世帯あたり人員を見ると、2014年からの4年間で0.21人減少しており、核家族化の進行がうかがえます。



出典：福祉町民課 住民基本台帳（各年4月1日現在）

## ②高齢者のみ世帯の推移

高齢者のみ世帯の割合を見ると、2010年からの5年間で「高齢者単身世帯」は2.9%、「高齢者夫婦のみ世帯」は3.4%増加しています。また、国や県と比較すると、2010年では「高齢者単身世帯」「高齢者夫婦のみ世帯」ともに低い割合でしたが、2015年においては、「高齢者夫婦のみ世帯」が国や県の割合を越えています。平均寿命の男女差を勘案すると、今後「高齢者単身世帯」の割合も急激に増加することが予想されます。

吉見町	2010年(平成22年)		2015年(平成27年)	
	世帯数	構成比	世帯数	構成比
総世帯	6,795	100.0%	6,825	100.0%
高齢者単身世帯	348	5.1%	544	8.0%
高齢者夫婦のみ世帯	663	9.8%	904	13.2%

出典：国勢調査（各年10月1日現在）

県	2010年(平成22年)		2015年(平成27年)	
	世帯数	構成比	世帯数	構成比
総世帯	2,837,542	100.0%	2,967,928	100.0%
高齢者単身世帯	204,212	7.2%	353,338	11.9%
高齢者夫婦のみ世帯	285,464	10.1%	275,777	9.3%

出典：国勢調査（各年10月1日現在）

国	2010年(平成22年)		2015年(平成27年)	
	世帯数	構成比	世帯数	構成比
総世帯	51,842,307	100.0%	53,331,797	100.0%
高齢者単身世帯	4,790,768	9.2%	5,927,686	11.1%
高齢者夫婦のみ世帯	5,390,476	10.4%	6,256,182	11.7%

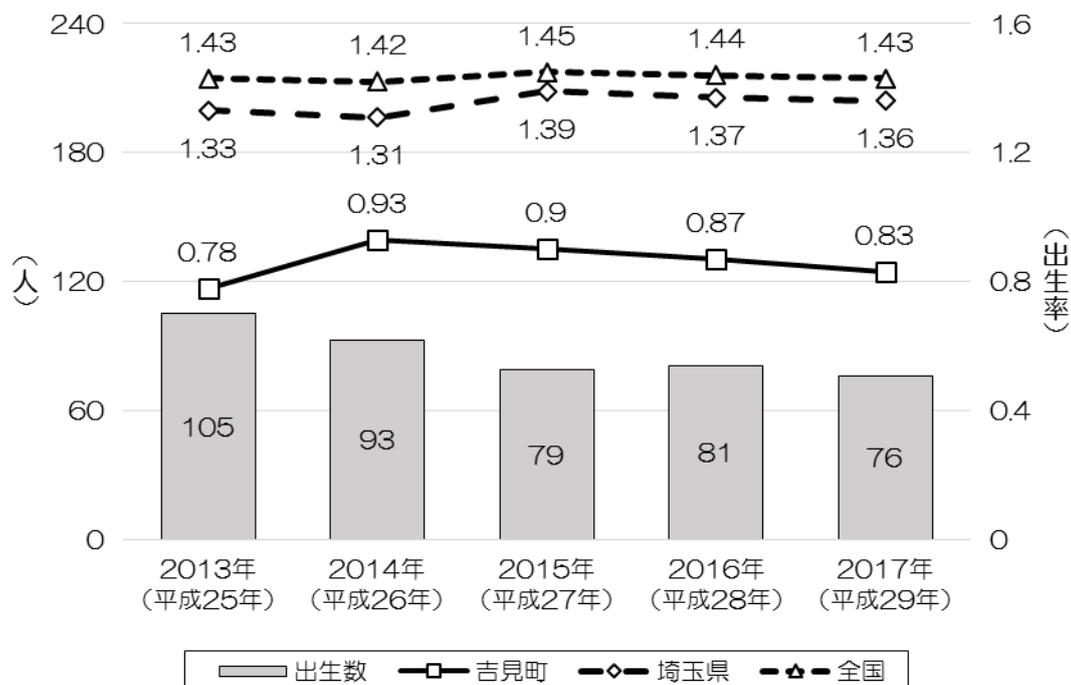
出典：国勢調査（各年10月1日現在）

### (3)出生の状況

#### ①出生数と合計特殊出生率

出生数の推移を見ると、若干ばらつきはありますが、年々減少傾向にあります。

また、合計特殊出生率の推移を見ると、国や県がほぼ横ばいなのに対し、本町では低下する傾向にあります。また、各年の出生率も、国や県と比べて低いものとなっています。

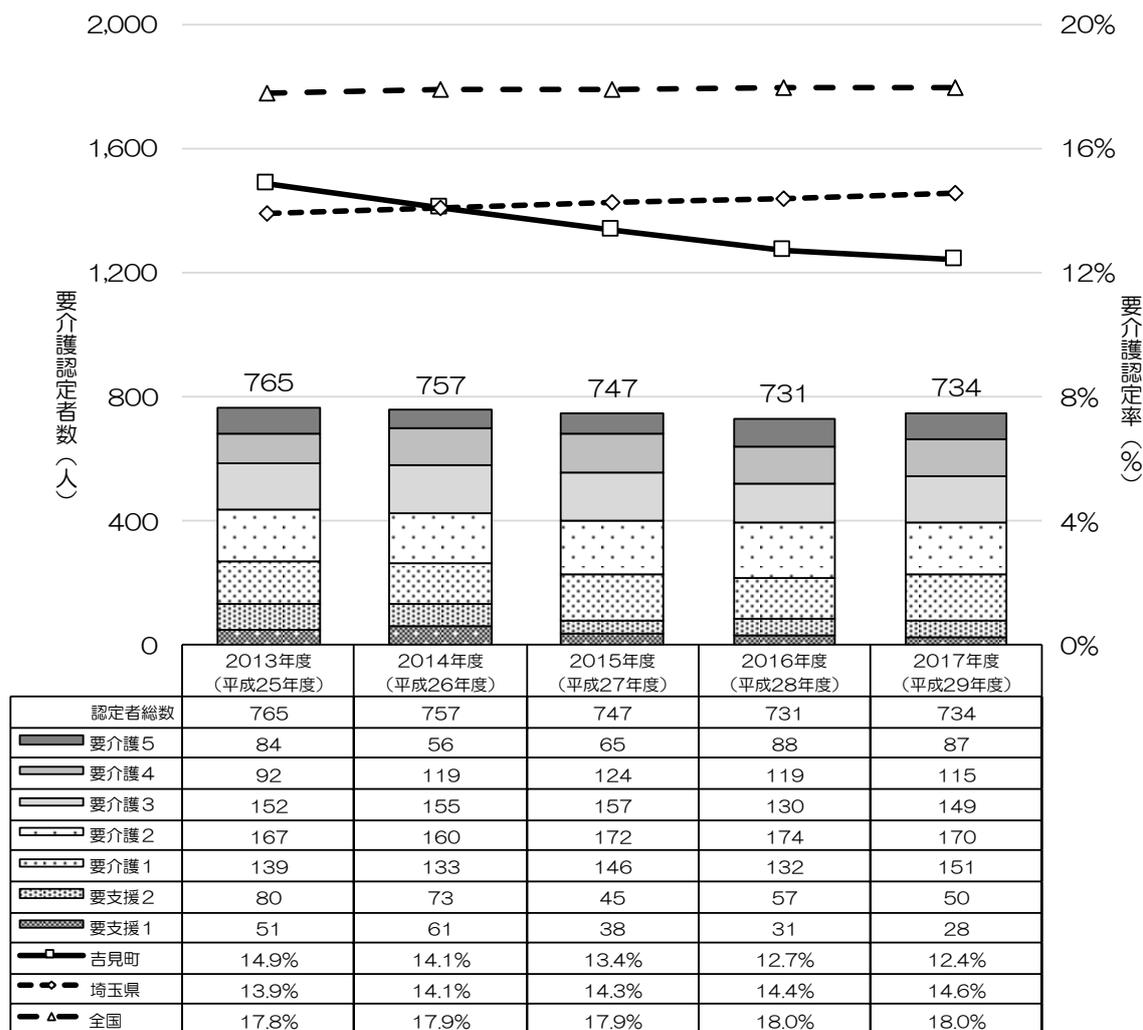


出典：埼玉県の人口動態概要

### (4)要介護認定者の状況

#### ①要介護認定者数と認定率の推移

本町の要介護認定者数の推移を見ると、2013年度からの4年間で31人減少しました。また、要介護認定率を見ると、国や県においてはゆるやかに上昇しているにもかかわらず、本町においては減少していることから、町民の介護予防に対する意識が高いことや、町の介護予防に対する施策が適切に行われていること、日常生活支援総合事業が適切に町民に周知され、利用につながっていることなどが理由として考えられます。



出典：平成25年度から平成28年度

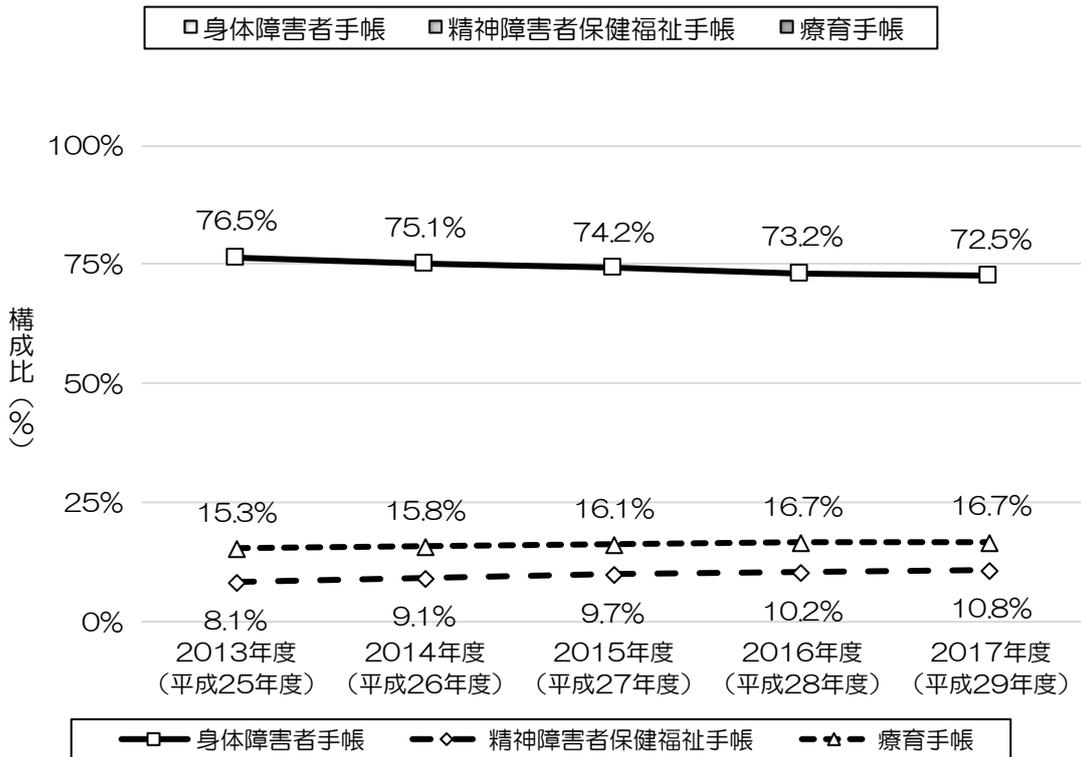
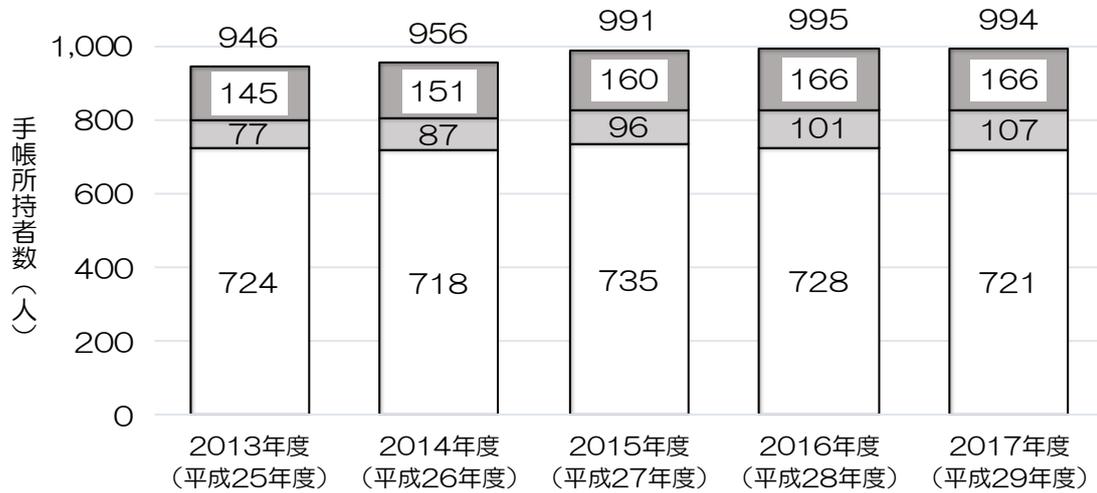
：厚生労働省「介護保険事業状況報告(年報)」

平成29年度：「介護保険事業状況報告(3月月報)」

(5)障がい者の状況

①障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳の所持者数の推移を見ると、2013年度からの4年間で、48人増加しています。また、障がいの区分の構成比を見ると、身体障害者手帳所持者の割合は低下し、精神障害者保健福祉手帳と療育手帳所持者の割合が増加しています。



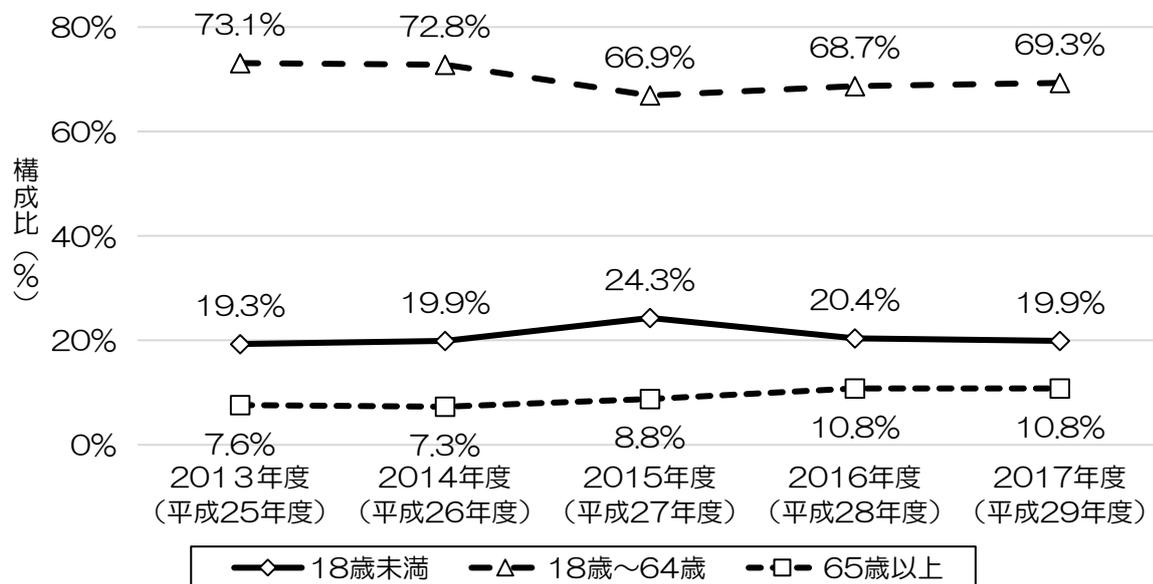
出典：福祉町民課（各年度末現在）

※比率は全て百分率（%）で表し、小数点以下第二位を四捨五入し算出しているため合計が100%にならない場合があります。

### ②療育手帳所持者数の年齢3区分別人口構成比の推移

療育手帳所持者の年齢3区分別の構成比の推移を見ると、徐々に高齢化が進んでいることがわかります。

「親亡き後」の課題は、療育手帳所持者にとっても大きな課題であり、地域で安心して生活し続けてもらうために、権利擁護サービスの普及等が必要です。

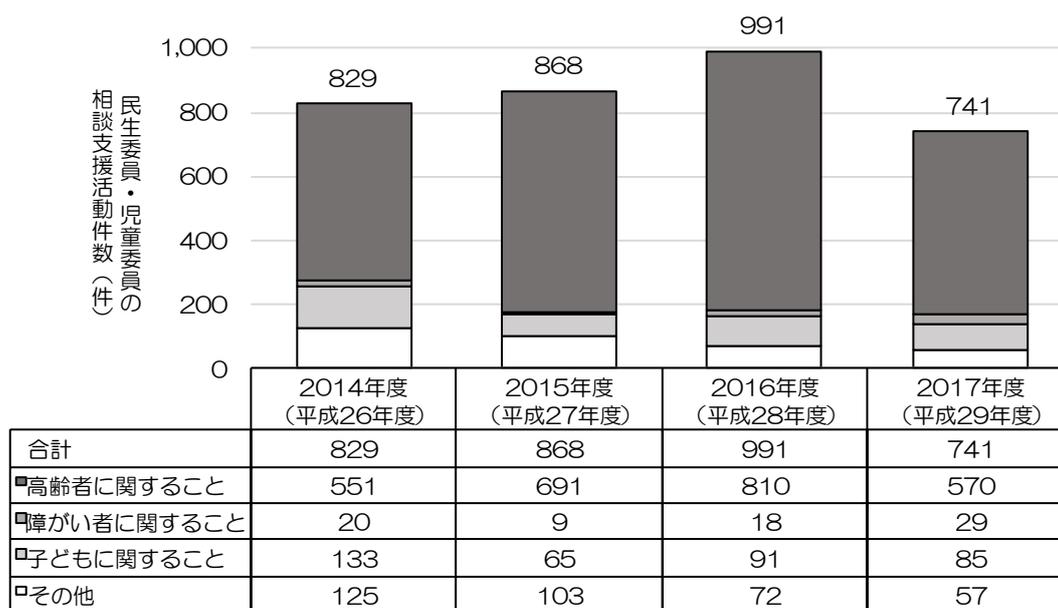


出典：福祉町民課（各年度末現在）

### (6)民生委員・児童委員の相談支援活動件数

民生委員・児童委員が受けた相談内容の種類別の推移を見ると、高齢者に関するものが各年最も多くなっています。

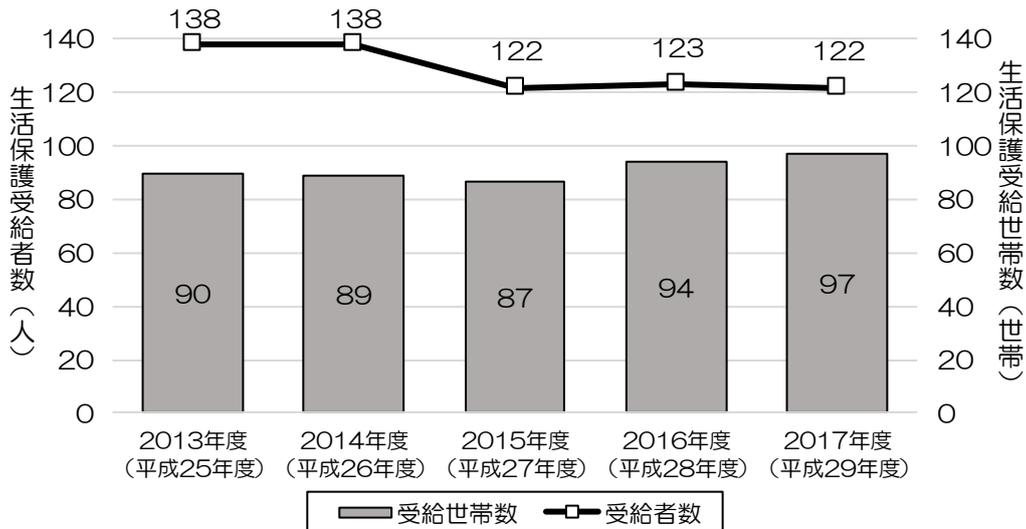
※2017年度の相談件数の減少は、2016年度の民生委員・児童委員一斉改選による影響と推測されます。



出典：福祉町民課（各年度末現在）

### (7)生活保護受給者数

生活保護者数を見ると、生活困窮者自立支援が始まった2015年度から減少しており、制度が町民に周知され、適切な運用が行われていることが考えられます。また、受給世帯数を見ると、2015年度までは少しずつ減少していましたが、2016年度からは増加しています。原因として、2016年は団塊の世代の一番若い方たちが65歳を迎えた年であり、定年後に収入の無くなった方が増えたことが考えられます。また、受給者数が増加していないにもかかわらず世帯数が増加している理由として、生活保護受給世帯も核家族化や一人暮らしの人が増えていることが考えられます。



出典：福祉町民課（各年度末現在）

### (8)虐待など相談件数

虐待などの相談件数を見ると、年によるばらつきはあるものの、常に相談がされており、虐待を根絶するにはまだまだ至っていません。

	2013年度 (平成25年度)	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)
高齢者訪問	9	7	0	8	3
高齢者相談	14	21	14	13	26
児童相談	3	7	6	4	15
障がい者相談	3	1	2	3	4

出典：健康推進課・子育て支援課・福祉町民課  
(各年度末現在)

## 2 各種調査などからみる現状

### (1) 町民意識調査

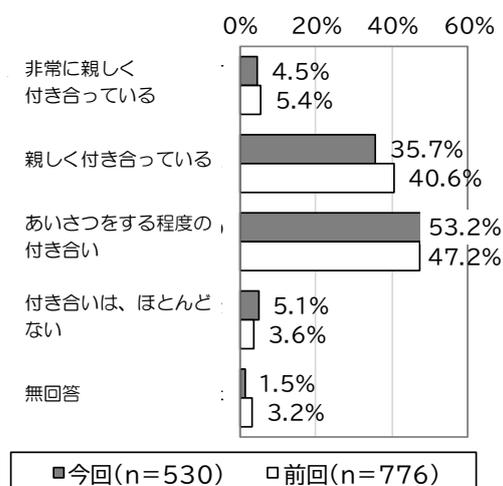
○回答者自身のことについて

■町民の日々の生活における不安や悩みとして、「災害時の備えに関すること」が前回の20.2%から今回の29.8%と、大きく増加しました。

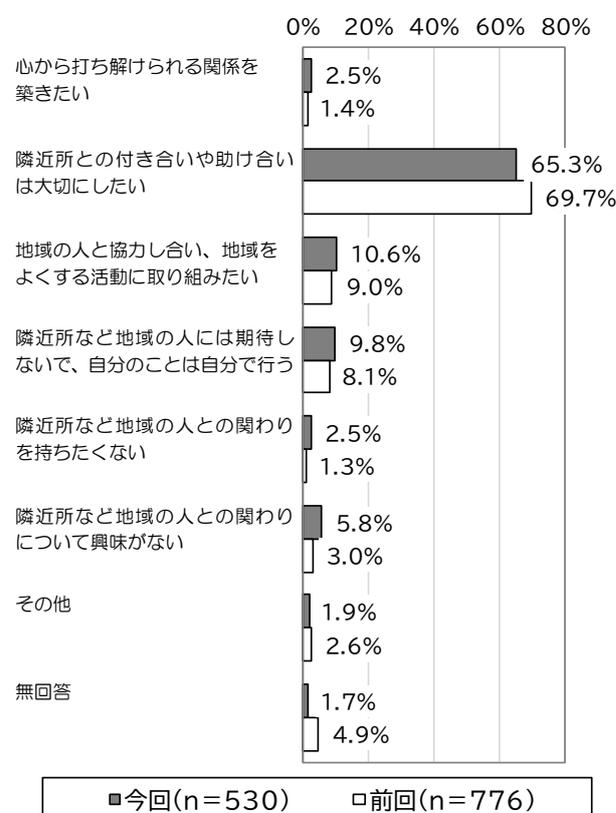
○隣近所や地域との関わりについて

■近所の人との付き合いの程度について、前回よりも「親しく付き合っている」「非常に親しく付き合っている」の割合は減少しました。しかしながら、「心から打ち解けられる関係を築きたい」「隣近所との付き合いや助け合いは大切にしたい」を合計した割合は半数を超えており、「ご近所と深く付き合いたいと考えているにもかかわらず、現実には深く付き合いはされていない」という課題があります。

□問 あなたは、近所の人とどの程度のお付き合いをしていますか。



□問 あなたは、近所の人など地域の人との関わり合いについて、どのように考えていますか。

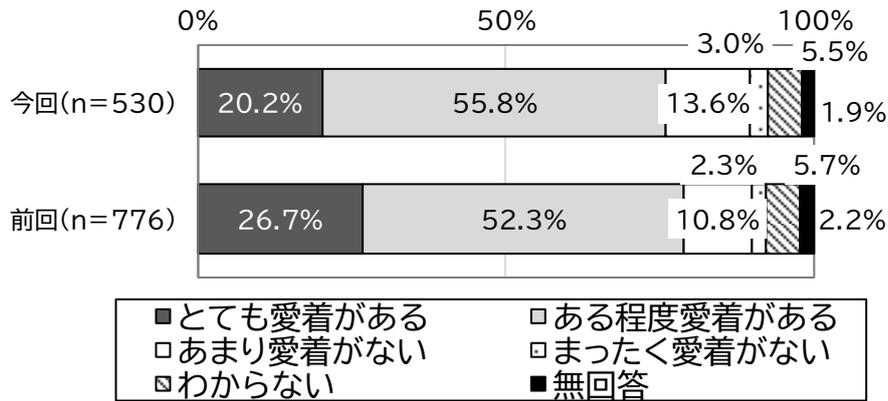


第2章 吉見町の現状  
2 各種調査などからみる現状

■自治会などの地域活動に参加している理由は、「役員になっている」「義務だから」などの客体的な理由が多い結果となりました。また、前回と比較すると、「参加しないと住みづらくなるから」の増加が目立ちました。参加しない理由として、「他にやることがある」「自分の趣味や余暇を優先したい」などの増加が目立ちました。

■吉見町への愛着について、「ある程度愛着がある」割合は半数を超えましたが、前回よりも「とても愛着がある」の割合が減少しています。

□問 あなたは、お住まいの地域に愛着をお持ちですか。



※町民意識調査のグラフについて

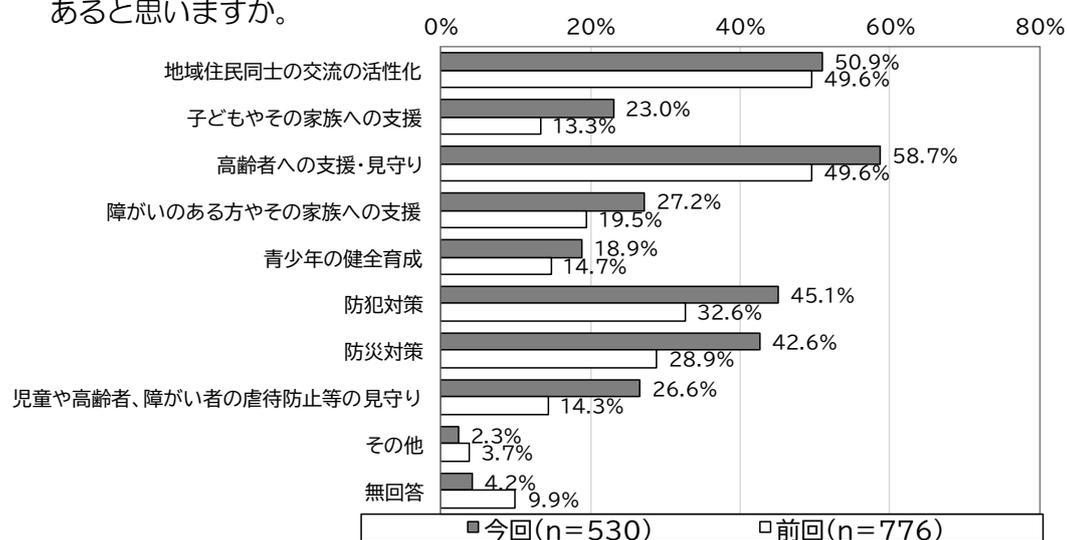
- 回答すべき箇所が回答されていないものは「無回答」として扱います。
- 回答する必要のない箇所及び回答すべき箇所でないところを回答している場合は「非該当」として扱います。
- 設問の構成比は、回答者数（該当設問での該当者数）を基数として百分率（%）で示しています。したがって、非該当者数は、構成比に含まれません。
- 比率は全て百分率（%）で表し、小数点以下第二位を四捨五入し算出しているため合計が100%にならない場合があります。
- 複数回答の設問では、回答者数を基数として百分率（%）で示しています。したがって、合計値は100%にならない場合もあります。

○地域福祉に対する考えについて

■住民相互の協力関係の必要性について、必要だと思う割合が増加傾向となっています。また、支え合いを進めるために必要なこととして、「知り合う機会を増やすこと」が最も多く、「同じ立場にある人同士が力を合わせること」「支え合う地域づくりに関する情報の提供や意識啓発をすること」などが前回から増加しています。

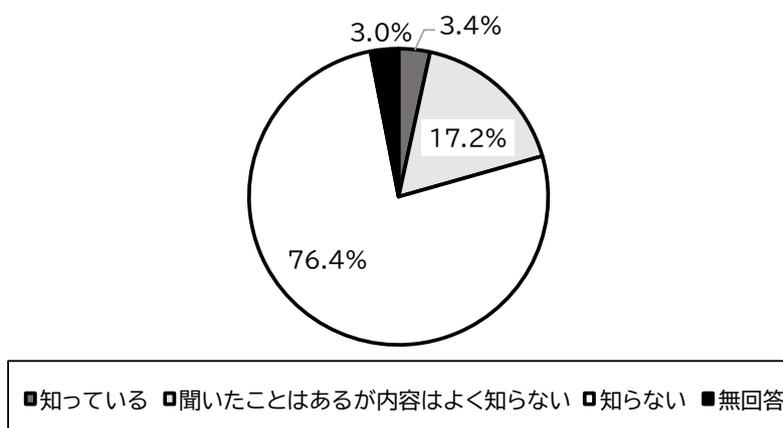
■地域で協力して取り組むべきこととして、「高齢者への支援・見守り」「地域住民同士の交流の活性化」「防犯対策」などが求められていることが分かりました。また、全ての項目で割合が上がったことから、地域課題に対して協力して取り組むことについて、町民の意識の醸成が進んでいることがうかがえます。

□問 今後地域で協力し合い取り組むことについて、どのようなことを行う必要があると思いますか。



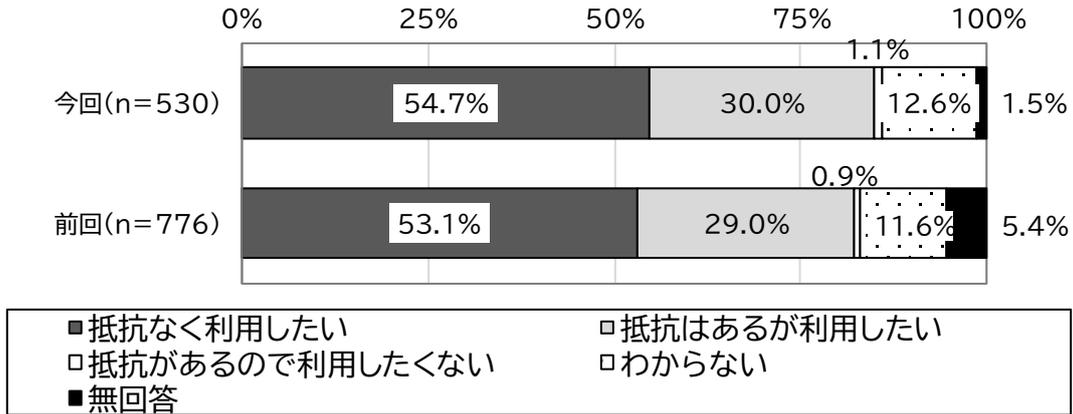
■『我が事・丸ごと』の地域共生社会の認知度について、「知っている」「聞いたことはあるが内容はよく知らない」を合わせた割合は2割程度という結果となりました。『我が事・丸ごと』の地域共生社会とは、今後の目指すべき地域社会のあり方であるため、福祉教育等を通じて広く町民に周知していく必要があります。

□問 あなたは、『我が事・丸ごと』の地域共生社会を知っていますか。



■介護や障がい等の福祉サービスを利用することに、抵抗が少ないことが分かりました。また、家族等に介護が必要になった場合、「家族が中心となって介護をするが、足りないところは福祉サービスを利用する」という回答が最も多くなりました。近年では、「介護の共倒れ」が社会問題として認識されていますが、町民はこういった問題が起きにくい考え方を持っていることが分かりました。

□問 あなたご自身やあなたの家族に介護や障がい等の福祉サービスが必要になったとき、すぐにサービスを利用しますか



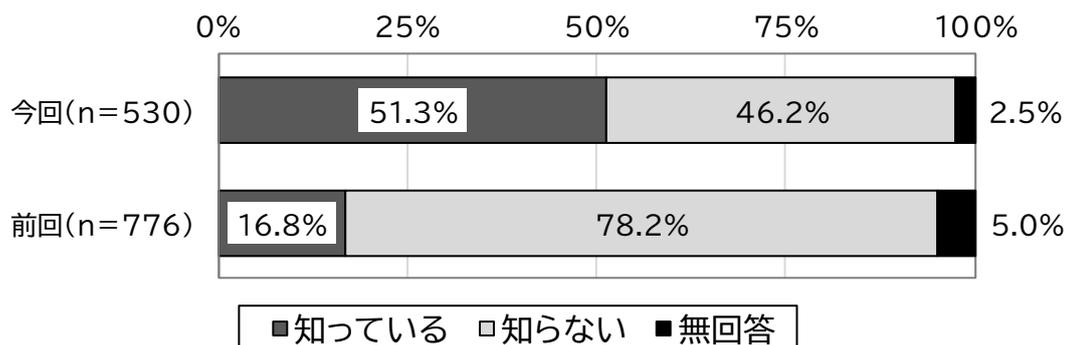
■成年後見制度を「知っている」割合は、「60歳代」「70歳代」では半数以上となりましたが、その他の世代では、半数を下回っています。「成年後見制度」は、判断能力が十分なうちに本人の意思を示しておくことでより効果的な利用となるため、特に「50歳代」「60歳代」に対して、より積極的に周知していく必要があります。

■今後の福祉のあり方について、前回と比較すると、「福祉は行政の支援のもとに、地域住民の助け合いを中心に行うべきである」が増加しました。「地域住民」も福祉の主人公という意識の醸成が、着実に進んでいることがうかがえます。

○民生委員・児童委員や社会福祉協議会について

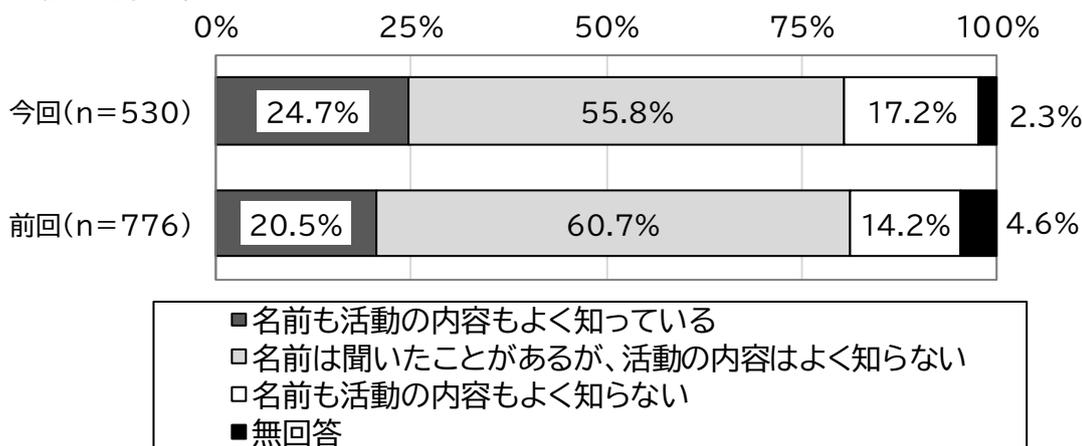
■民生委員の活動内容について、「30歳代」以下の若い世代において、「いずれも知らない」が最も多くなりました。また、担当民生委員・児童委員を「知っている」割合が、前回と比べて大きく増加しましたが、それでも51.3%と半数程度であり、さらなる周知が望まれます。

□問 あなたがお住まいの地区の担当民生委員・児童委員をご存知ですか。



■社会福祉協議会について、前回よりも「名前も活動の内容もよく知っている」割合が増加する結果となりました。また、行っている事業について認知度も上がっています。しかし、「東地区」「西地区住宅団地」では「名前も活動の内容もよく知っている」割合2割を下回る結果となっており、提供している福祉サービスに地区ごとに格差がないか、検証が必要です。

□問 町には、地域福祉を推進し、社会福祉への住民参加を促し意識の高揚を図るための諸活動を行う「社会福祉協議会」があります。あなたはこの組織をご存知ですか。

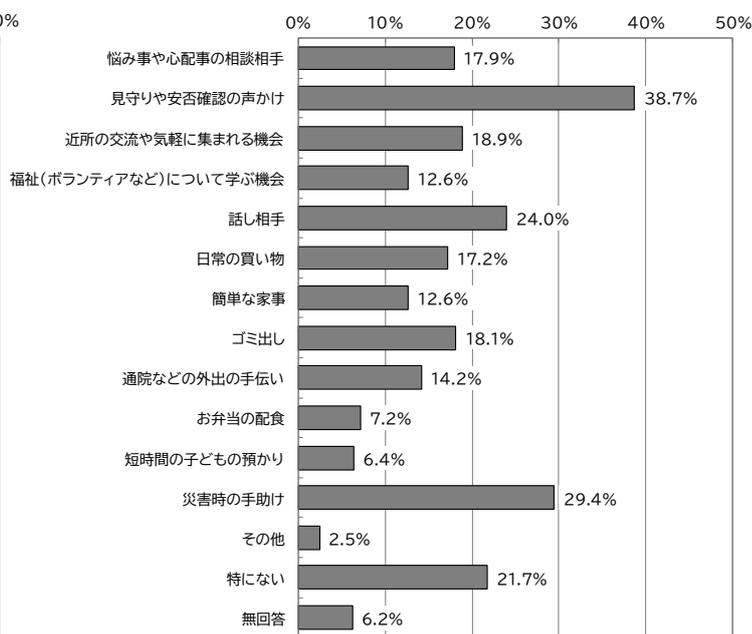
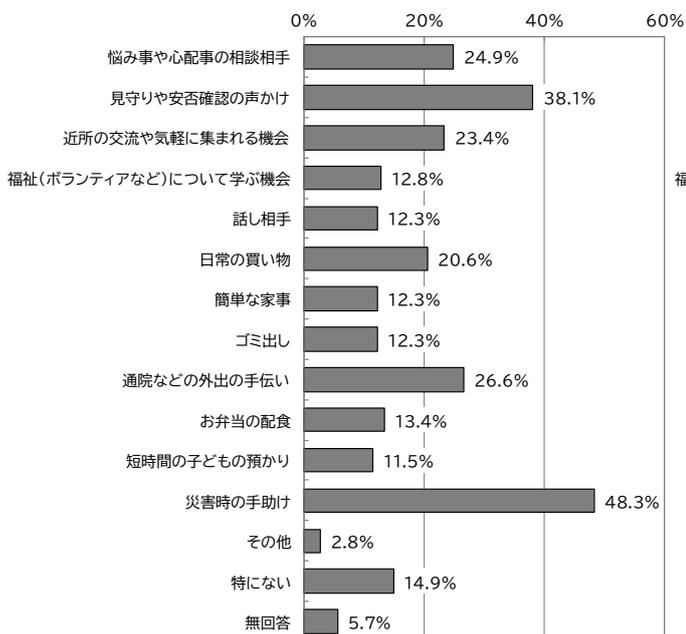


○ボランティア活動や福祉教育について

■手助けして欲しいことと、手助けできることとして、「災害時の手助け」や「見守りや安否確認」がともに高くなっています。手助けのニーズとシーズがマッチングしているため、円滑に行われるよう体制づくりや支援が望まれます。

□問 今後、安心した日常生活を送るために必要だと思うこと（手助けしてほしいこと）はどのようなことですか。

□問 今後、安心した日常生活を送るために、あなたはどのような手助けができますか。

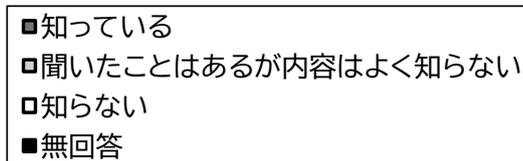
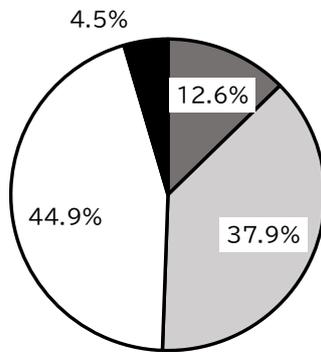


■地域活動やNPO法人、ボランティア活動の参加経験について、「自治会・行政関係」では年代別の偏りが大きいことが分かりました。また、参加してみたい活動についても、年代別のばらつきが見られました。しかし、参加しやすくなる条件においては、「自分にあった時間や内容の活動があれば参加してみたい」「自分の仕事や特技を生かせることがあれば参加してみたい」が共通して高い結果となりました。

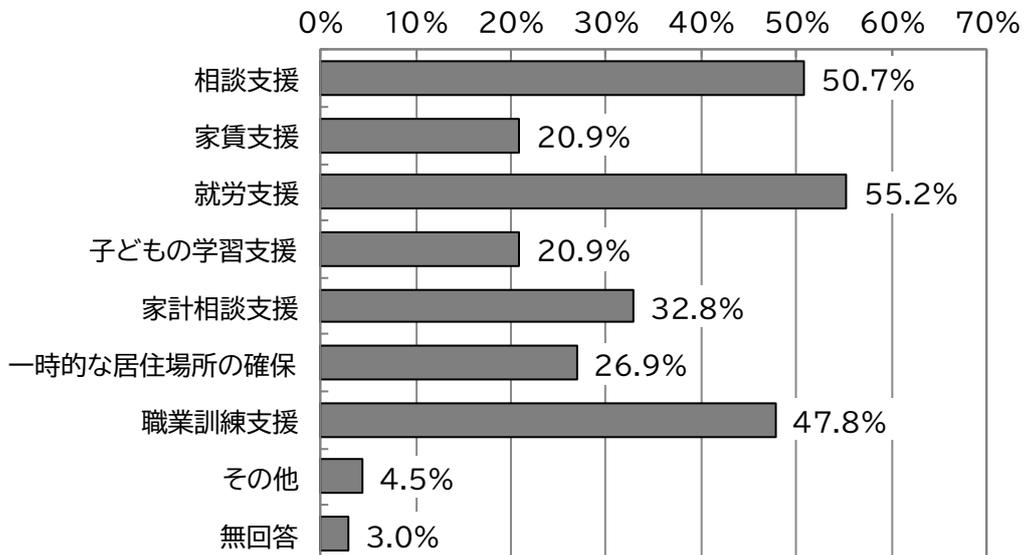
○生活困窮者自立支援制度について

■生活困窮者自立支援制度の認知度に課題があります。特に、内容まで知っている割合は12.6%と低い結果であり、さらなる周知が必要です。また、その中で取り組んで欲しいサービスとして、「就労支援」が55.2%と最も多く、次いで「相談支援」が50.7%、「職業訓練支援」が47.8%となりました。

□問 あなたは、「生活困窮者自立支援制度」を知っていますか。



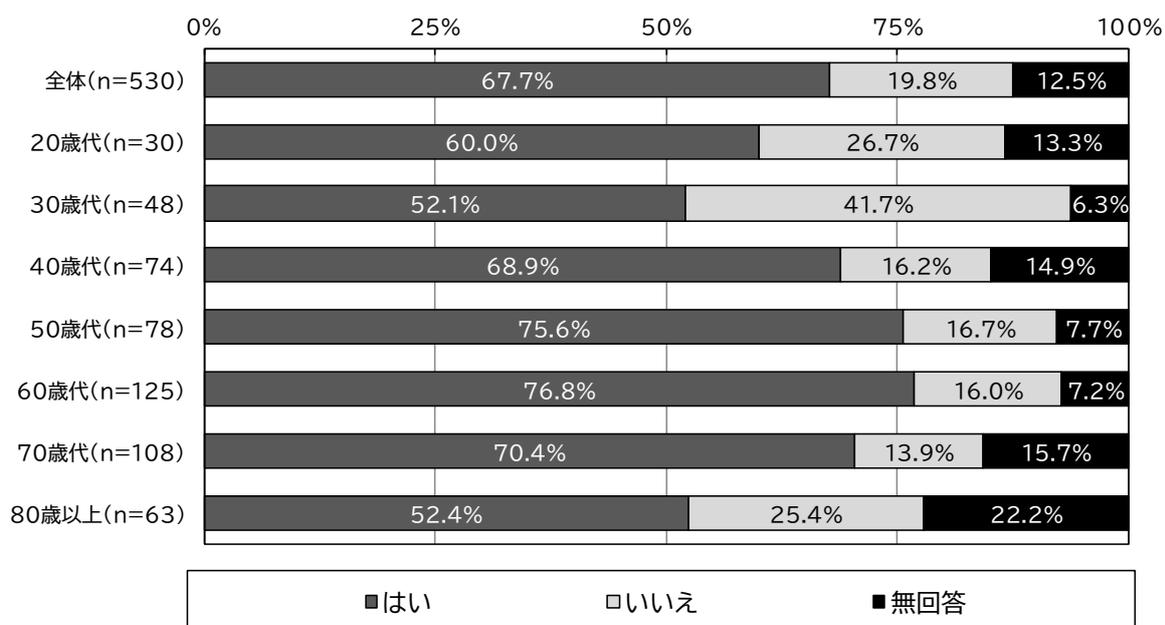
□問 上記の問で「知っている」と回答した方にお聞きします。取り組んでほしいサービスを・支援を選んでください。



○災害時等の対応について

- 災害時などで支援が必要な方に対して手助けできるかについて、「分からない」という回答が前回よりも増加しました。「支援が必要な方への対応方法」の周知などが必要と考えられます。
- 避難所の場所を知っているかどうかについて、「20歳代」「30歳代」「80歳以上」が全体の割合を引き下げています。

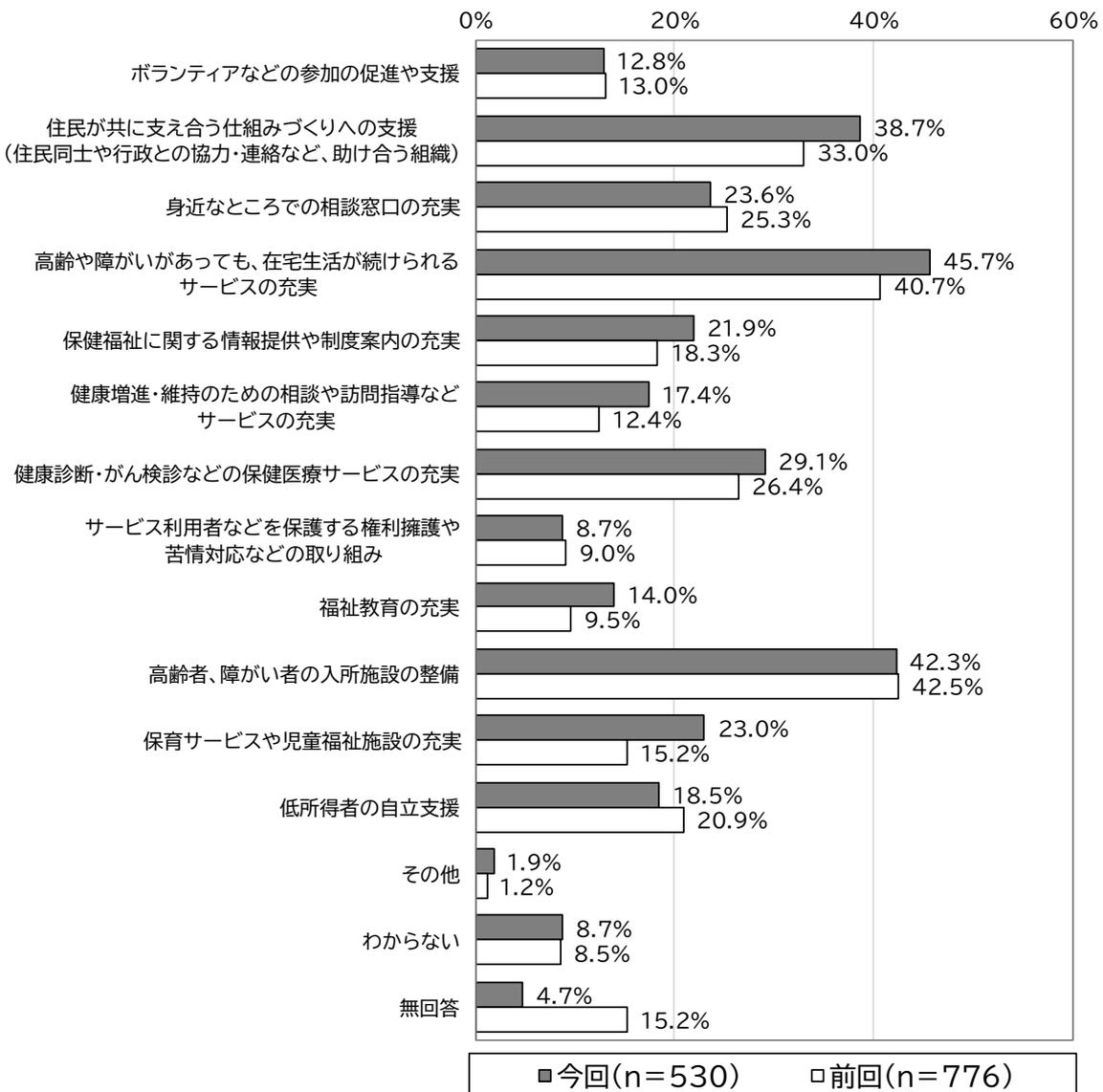
□問 あなたはお住まいの地区の避難所の場所を知っていますか。(年代別)



○今後の行政運営について

- 福祉サービスの水準と費用負担の関係について、「基本的にはサービスは水準を維持すべきだが、実施効果の小さいサービスについては縮小・削減し、応分の費用負担にすべきである」の割合が増加しました。
- 町が取り組むべき施策の優先度として、全体で見ると、「高齢や障がいがあっても、在宅生活が続けられるサービスの充実」「高齢者、障がい者の入所施設の整備」「住民が共に支え合う仕組みづくりへの支援」などが高くなりました。前回と比較して、「住民が共に支え合う仕組みづくりへの支援」「高齢や障がいがあっても、在宅生活が続けられるサービスの充実」「健康増進・維持のための相談や訪問指導などサービスの充実」「保育サービスや児童福祉施設の充実」の増加が目立ちます。しかし年代別に見ていくと、それぞれの年代でニーズは異なっており、施策を検討するうえで注意が必要です。

□問 今後、町が取り組むべき施策は、どれを優先して充実すべきだと思いますか。



## (2)地区別懇談会

計画策定にあたって、吉見町を「東西南北」の4つの地区に分け、各地区の地域住民自らが抱える生活課題や福祉課題、地域における身近な課題について住民同士で議論・共有し、さらに課題解決の方法等を話し合う場として、地区懇談会を開催しました。

### ①開催概要

- 参加対象者：福祉委員（区長）、民生委員・児童委員、ふれあい・いきいきサロン関係者、シニアクラブ、見守り活動推進員、福祉施設、商工会会員、PTA、子ども会、愛育班、地域福祉に関心のある方等

### ②開催地域と参加者数等

地 区	日 時	場 所	参加者数
東 地 区	平成30年10月28日(日)	東公民館	49名
西 地 区 ①	平成30年11月10日(土)	西部ふれあいセンター	50名
西 地 区 ②	平成30年11月10日(土)	西部ふれあいセンター	55名
南 地 区	平成30年11月17日(土)	吉見町役場庁舎	32名
北 地 区	平成30年11月17日(土)	吉見町役場庁舎	49名

### ③懇談会の流れ

(5分間)	開会・オリエンテーション
(30分間)	①地域福祉についての説明 ②地区懇談会の意義及び今回の地区懇談会で行うこと
(10分間)	休憩
(70分間)	地区懇談会 ①地域のプロフィールを作ろう！ ②私たちが感じている課題について整理しよう！ ③具体的な解決策「私たちにできること」を考えよう！ 目指す地域の姿を共有します。
(30分間)	発表
(5分間)	閉会

### ④内容

- 今までの地区懇談会で検討してきた地域住民自らが抱える生活課題や福祉課題、地域における身近な課題についてもう一度見直し、現状と照らし合わせて考察し、さらに現在の課題について掘り起こし、地域の現状が見える化しました。その中から重要課題について選出し、住民主体で課題解決の方法を見出しました。

## ■東地区 まとめ

### ○東地区のテーマ

みんなで話し合いたいこととして、「近所付き合いが少なくなっている」が多くありました。より具体的なテーマとして、「自治会脱退者が増加している」「若い世代との交流をしたい」「地域で行事をやる」といったものもありました。

また、生活課題として、「防犯・防災（水害）」「将来、買い物にいけなくなる」といったものもありました。

### ○解決策のまとめ

#### A グループ

行事の曜日を休日にする、字に掲示板を作る、声をかけあう 等

#### B グループ

広報は個別配布して顔を合わせるようにする、もしもの時のお願いをしておく

#### C グループ

お楽しみ会の開催、趣味の作品展の開催

#### D グループ

普段からご近所同士で声掛け、高齢者が働けるチャンス・環境を作る 等

#### E グループ

自治会・PTA と協力して三世代が参加できるような事業を立ち上げる

#### F グループ

お花見などのイベント、休耕地の活用、元気サロンの参加者を増やす

#### G グループ

挨拶をしよう、行事には家族で参加しよう、声かけ運動員を決めて実行

#### H グループ

リーダー的存在が必要、気の合った仲間から広がっていくといいと思う

#### I グループ

移動販売車を見つける、当番を決めて注文・買い出し・配達を行う

### ○目指す地域の姿のまとめ

目指す地域の姿として、近所付き合いが活発で声かけができる、つながり、助け合いのある地域という意見がありました。また、子どもたちが戻ってこられる魅力ある町、役割を持って地域とつながることでやりがい、やる気が生まれる地域、高齢者が元気になる町という意見もありました。

## ■西地区① まとめ

### ○西地区①のテーマ

みんなで話し合いたいこととして、「地域のつながりをつくる」が多くありました。具体的には集会所が遠いなどの物理的な「場」を課題とした意見や、イベントや行事などの機会としての「場」を課題とした意見が多く出ました。

### ○解決策のまとめ

#### A グループ

長源寺の有効活用、集会所の一体化、意識改革

#### B グループ

お年寄りに車でお茶飲みやししゃべりの見学に来てもらう、永府公園を活用する 等

#### C グループ

団体リーダーや班長の地道な声掛け、大勢の人が役割を持つ

#### D グループ

親しい仲間に声をかける、サークル数を増やす、簡単に使える場所を増やす 等

#### E グループ

イベントをとおして親子で参加し親睦を図る、戦没者の墓参りに参加する 等

#### F グループ

地域のPTAの人たちと話の場を持つ

#### G グループ

どんどん声をかける、お年寄りが出て行く機会を作る、情報を伝える 等

#### H グループ

声かけをする、若い人に合わせた活動内容を考える、今の時代に合った規約にする 等

#### I グループ

あいさつをしよう、それとなく見守りをしている、仲良し会への参加呼びかけ 等

### ○目指す地域の姿のまとめ

目指す地域の姿として、みんなで仲良く楽しく、健康で笑顔の絶えない地域という意見がありました。また、隣近所で声をかけ合いながら支え合える地域、住んでいて良かったと思える地域、今まで交流の少なかった若い世代の方や新しく入ってきた方とも仲良く暮らせる地域という意見もありました。

## ■西地区② まとめ

### ○西地区②のテーマ

みんなで話し合いたいこととして、多くの地区で「住民同士で広く交流を持ちたい」という意見がありました。具体的には「若い世代の参加による地域の活性化」「ひとり暮らし高齢者等を地域で孤立させない」の大枠で2つに別れました。また、「場作り」や「みんなが参加できる地域活動」など、解決策をテーマとした地区もありました。

### ○解決策のまとめ

#### Aグループ

世代ごとの仕組みづくり、世代を超えたイベントづくり 等

#### Bグループ

隣近所の方が関われるように意識する地域、自治会などにお誘いし続ける 等

#### Cグループ

班会議を年1回以上行う、イベント・行事の呼びかけ、若い家族向けイベント 等

#### Dグループ

過去の行事の復活、有志による実行班の結成、有志で集まって企画する 等

#### Eグループ

近所間でのあいさつ運動、ふれあい・いきいきサロンの新規参加者募集、社協のささえあいサービスマターンの活用 等

#### Fグループ

リーダーの育成、支える人の育成、自治会の組織を活かした情報共有、役割の明確化 等

#### Gグループ

登下校の見守り活動の広報と募集、親子のラジオ体操に高齢者も参加する、夏祭り 等

#### Hグループ

自主防災組織で芋煮会を開く、ふれあい・いきいきサロンの報告の周知、内容の工夫 等

#### Iグループ

西小の落ち葉集めをして子どもたちと交流、ゴミ捨てや散歩時に知らない人にも声をかける 等

#### Jグループ

用事のついでに移動や買物補助を行う、休日乗り合わせで用事を済ます、協力者をつのる 等

### ○目指す地域の姿のまとめ

目指す地域の姿として、子どもから高齢者まで明るく元気に集える、世代を超えて自分らしく無理なく参加できる地域という意見がありました。老若男女全員参加で楽しめる行事を増やすという意見もありました。また、一人ひとりが気持ちよくあいさつできる、高齢になっても安心して住める地域という意見もありました。

## ■南地区 まとめ

### ○南地区のテーマの総括

みんなで話し合いたいこととして、「世代を超えた交流」が多くありました。交流のうち、イベントなどの「機会」や「場」を増やすなどの意見が多く出ました。また、生活課題として「屋敷内の雑木・雑草の手入れをどうするか」などの意見もありました。

### ○解決策のまとめ

#### A グループ

ふれあい・いきいきサロン等への子供達の参加の呼びかけ、囲碁・将棋大会、パソコンケイタイ教室 等

#### B グループ

共同農園、芋作り、梅もぎとり会、バーベキュー、昔の遊び 等

#### C グループ

興味ある行事、コーラス部、防災訓練、高齢者の知恵を使う 等

#### D グループ

ふれあい・いきいきサロンの開催、対象ごとのサロンの開催、テーマ別サロン 等

#### E グループ

農地の大型化、農道整備、ボランティアの組織、シルバー人材センターの活用 等

### ○目指す地域の姿のまとめ

目指す地域の姿として、住民同士が顔の見える関係になる地域という意見がありました。住民同士の交流を図る、既存組織の交流・協働事業の強化、小集団を結成して集会所を活用して交流を促進するなど具体的な意見もありました。

## ■北地区 まとめ

### ○北地区のテーマの総括

みんなで話し合いたいこととして、多くの地区で「世代を超えた地域の交流」という意見がありました。他の地区よりも、「どういった手段で解決できるか」についての意見が活発に出ました。

### ○解決策のまとめ

#### A グループ

募集方法を考える、手渡しの回覧板 等

#### B グループ

行事に参加する、親子で行事に参加する、班との交流を持つ、近所とのあいさつを持つ 等

#### C グループ

色々な新しいグループを作る、集まる場所を作る、バザーを行う、新しい参加者を増やす 等

#### D グループ

今の行事を継続する、新年会への参加を増やすため自治会費で費用を負担する 等

#### E グループ

まちで取組む、ボランティア活動に取組む、支え合う、隣人との接触を図る 等

#### F グループ

新1年生の顔合わせをする、県民の日と学校の創立記念日に集まる 等

### ○目指す地域の姿のまとめ

目指す地域の姿として、あいさつと笑顔がある、幸福を感じられる地域という意見がありました。具体的な意見として、高齢者・子どもたちが話し合える場づくりをするなどの意見もありました。そして、心をつなぎ楽しく暮らせる安心な地域、この地域で生活して良かったと思える地域という意見もありました。

**吉見町・吉見町社会福祉協議会は、地区懇談会で頂いた  
ご意見を本計画に反映し、地域のみなさんとともに  
吉見町の地域福祉を推進します。**

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

本町は、みんなに笑顔があふれ、人、もの、情報がつながる、活気に満ちた元気なまちを目指すために、第五次吉見町総合振興計画の将来像として、「笑顔でつながる 元気なまち よしみ」を掲げています。第1期計画では、第五次吉見町総合振興計画の将来像を継承し、基本理念といたしました。

第2期計画においても、引き続きこの理念を継承し、将来像を目指し、本町の地域福祉を推進します。

「吉見町地域福祉計画・地域福祉活動計画の基本理念」

## 笑顔でつながる 元気なまち よしみ



一人ひとりが健康でいきいきと暮らすことができるよう、健康づくりの推進や保健・医療・介護・福祉を充実させるとともに、子どもや高齢者などを地域全体で支え合う仕組みづくりを進め、「健やかで笑顔あふれるぬくもりのあるまち」をめざします。

第五次吉見町総合振興計画

政策の目標3 健やかで笑顔あふれるぬくもりのあるまち

政策の大綱1 笑顔あふれる地域福祉

## 2 基本目標

今後本町が目指すべき地域福祉のあり方を具体化させるべく、3つの基本目標を設定します。

### 地域の現状

- 複雑化・多様化している地域住民の課題を解決するには、身近な人の課題を「我が事」として捉えられる意識を醸成し、「自助」「互助・共助」「公助」の連携による地域づくりを推進することが必要です。
- 住民自身や住民同士では解決が困難な課題に対しては、様々な福祉サービスや行政サービスが連携し、地域で自立できるよう総合的にサービスを提供することが求められています。
- 超高齢社会や核家族化は、災害時の避難において支援を要する方々の増加、権利擁護サービスの需要増、日常生活支援の需要増などといった形で、地域の課題として現れています。これらの課題を解決し、町民誰もが安心して暮らすことができる町にするためには、課題に対応するための担い手を育成するとともに、受け手側・支え手側に分かれるのではなく、お互いに助け合い、支え合う地域をつくるのが大切です。

### 本計画の目指す姿

第1期計画では、町民が抱える自助では対応できない様々な生活課題を、公的な福祉サービスで対応することを基本としつつ、公的サービスだけでは解決できない課題に対しては、地域住民や地域組織・団体、社会福祉事業者、行政などが連携して解決する新たな支え合いのしくみづくりを推進してきました。その後、国の『我が事・丸ごと』の地域共生社会に代表される、地域の目指すべき指針などが示されました。

本計画においても、「我が事・丸ごと」の地域づくりと包括的な支援体制づくりを推進し、また、これまでの取組をさらに発展させるため、第1期計画の基本目標を踏襲し、地域福祉を進めます。

### 基本目標1 福祉意識の醸成と担い手づくり

### 基本目標2 自助を支える互助・共助と公助が連携したまちづくり

### 基本目標3 すべての町民が安全で安心して暮らせる地域環境づくり

### 3 施策の体系

## 笑顔でつながる 元気なまち よしみ

#### 基本目標1 福祉意識の醸成と担い手づくり

- I 福祉意識の醸成
- II 地域福祉活動を担う人材の育成
- III 地域住民同士の交流の促進

#### 基本目標2 自助を支える互助・共助と公助が連携したまちづくり

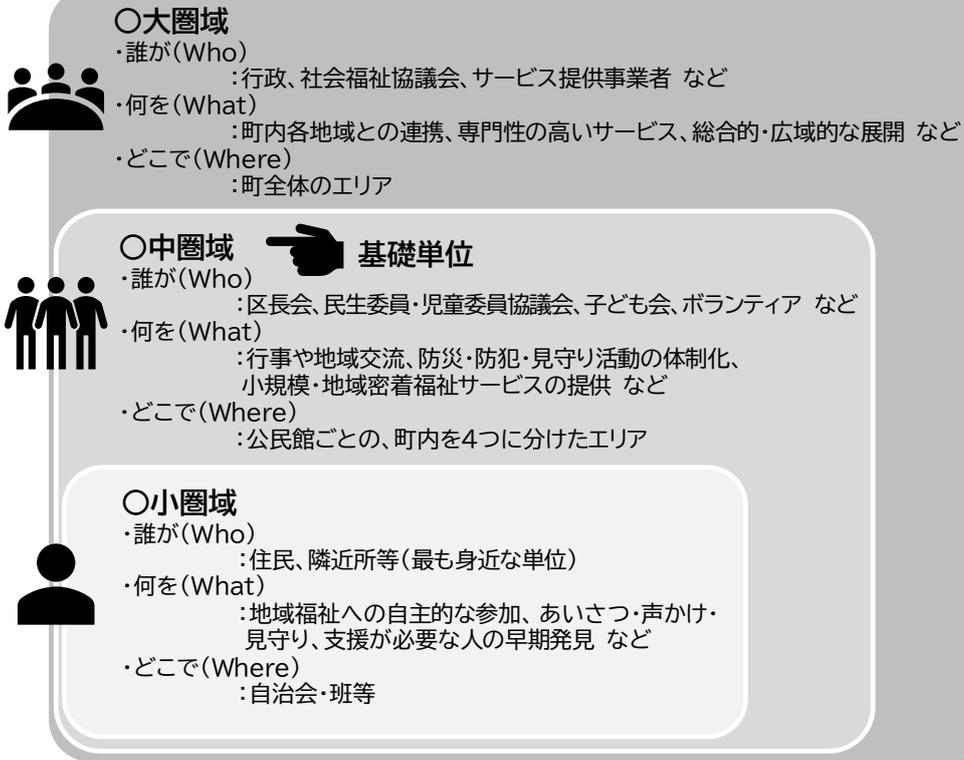
- I 地域福祉活動の環境整備
- II 安心して利用できる福祉サービスの充実
- III 包括的な支援体制の整備
- IV 情報提供の充実

#### 基本目標3 すべての町民が安全で安心して暮らせる地域環境づくり

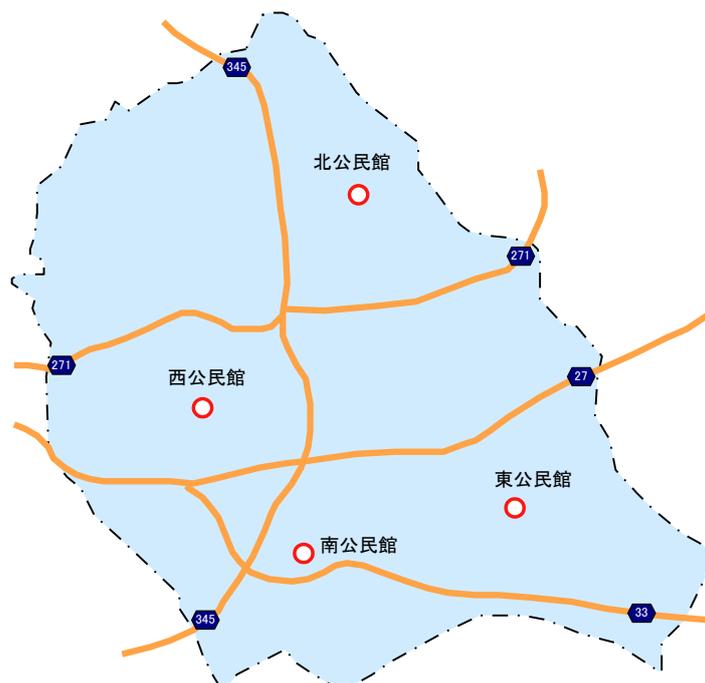
- I 避難行動要支援者の支援方策
- II 一人ひとりの人権の尊重
- III もれのない見守り活動の推進
- IV 住民参加による在宅福祉サービスの充実

## 4 福祉圏域の設定

町全体の大きな圏域から、隣近所といった小さな圏域まで、それぞれの圏域に応じた推進体制を整備し、効果的な地域福祉活動を展開します。このため、この計画では、重層的な福祉圏域を設定し、基礎単位としては、東西南北の公民館設置区域（中圏域）とします。



### ■公民館設置区域を基礎的な地域福祉圏域とする



## 第4章 施策と活動の展開

### 基本目標1 福祉意識の醸成と担い手づくり

#### 基本施策1 福祉意識の醸成

##### ■現状

地域福祉の基本は、自助による解決が困難な生活課題に対し、地域全体で取り組み、必要に応じて互助・共助や公助による支援を受けつつ解決していくための仕組みをつくることです。現在、町民の生活課題は多様化・複雑化しており、隣近所との日常的な関わりの中で、互いがちょっとした変化に気づき早期発見につなげるなど、地域協働によるきめ細かな対応が必要です。

##### ■施策の方向性

町民一人ひとりが地域福祉の必要性や考え方、目指すべき地域社会のあり方である『我が事・丸ごと』の地域共生社会について理解できるよう、福祉意識の醸成と理解を深めるための情報発信を積極的に行っていくとともに、地域福祉に対する継続的な学習を進めます。

#### ① 地域福祉への理解と関心を高める啓発推進

##### ■吉見町

<b>第1期計画での取組状況</b>
○民生委員・児童委員等の地域福祉に関する活動を町の広報紙・ホームページにより情報発信し、支え合う福祉活動の理解促進に努めました。
<b>第2期計画の取組内容</b>
○地域福祉活動の必要性や考え方、民生委員・児童委員等の地域福祉に関する活動、その他活動事例を、町の広報紙・ホームページなどを通じて広く周知し、地域福祉への理解を促進します。 ○地域福祉に関する講座、イベントなどを開催し、地域福祉の考え方を広く周知します。

##### ■吉見町社会福祉協議会

<b>第1期計画での活動状況</b>
○社協だよりやホームページの充実を図りました。また、ボランティアセンターだよりや各種講習会等について、全戸配布し周知及び地域福祉活動の理解促進に努めました。
<b>第2期計画の活動内容</b>
○地域福祉活動の必要性や活動事例を、社協だよりやホームページ等を通じて広く周知し、支え合う福祉活動への理解を促進します。 ○地域福祉に関する講座や、イベントなどを開催し、地域福祉活動の理解促進に努めます。
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉に関するフォーラムの開催 等</li> </ul> </div>

**【町民や地域にお願いすること】**

- 町（行政）や町社会福祉協議会が発行・発信する情報に興味を持ち、福祉に関する内容に目を通します。
- 町（行政）や町社会福祉協議会が開催する地域福祉に関するイベントなどに積極的に参加し、理解を深めます。
- 地域住民に対し、地域福祉活動の状況を分かりやすく伝えます。
- 地域住民に対し、地域福祉活動の情報や実践の機会を提供します。

**② 福祉教育・福祉学習の推進**

■吉見町

**第1期計画での取組状況**

- 保育所において高齢者福祉施設訪問を行い、園児と高齢者の世代間交流を図りました。
- 各学校において、地域のシニアクラブの方との交流や障がいのある方を招いて学習を行い、高齢者や障がいに対する理解を深める福祉教育を実施しました。
- 認知症を正しく理解し、接し方を学ぶサポーター養成講座を実施し、認知症に対する理解促進に努めました。

**第2期計画の取組内容**

- 家庭、学校、関係機関・団体、町社会福祉協議会等と連携し、高齢者や障がいのある方、幼児などとの交流事業や福祉に関する体験学習を実施し、幼少期から“福祉の心”の醸成を図ります。
- 子育てや介護、障がいのある方への支援などについての学習機会を提供し、町民の福祉意識の醸成を図ります。

■吉見町社会福祉協議会

**第1期計画での活動状況**

- 小学校及び武蔵丘短期大学において、高齢者や障がいのある方を招いて学習を行い、地域の中で「共に生きる力」を育む福祉教育を実践しました。



- 社会福祉協力校指定事業を実施しました。赤い羽根募金の配分金から各小学校に助成金を交付し、連携しながら福祉教育を実践しました。

- ・社会福祉協力校交流会 年1回開催

- 赤い羽根募金・地域歳末たすけあい募金について、戸別、街頭、運動会、体育祭、他各種団体・個人等を訪問し募金運動に取り組みました。また、その配分金を社会福祉協力校やふれあい・いきいきサロン事業への助成金等として活用し地域福祉活動に還元することで、さらなる理解へとつながりました。

- 東日本大震災義援金及び熊本地震災害義援金の受付を行いました。

## 第2期計画の活動内容

### 【福祉教育の推進】

○地域において「福祉学習」の充実を図り、福祉の学びの場を設けることで、自助や互助・共助に対する意識醸成の推進を図ります。

- ・福祉に関する研修会 等

○学校における福祉教育を充実するため、学校関係者との連携や情報交換を強化します。

### 【福祉教育】

- ・福祉教育・ボランティア学習事業に関する事業
- ・福祉協力校指定事業

### 【各種募金活動などの推進】

○共同募金（赤い羽根募金・地域歳末たすけあい募金・NHK 歳末たすけあい募金）等への参加と理解を促進し、寄付文化を醸成します。

### 【町民や地域にお願いすること】

- 家庭における福祉教育を充実します。
- 子どもから高齢者まで、福祉への関心を高め、信頼できる情報源から福祉についての学びを深めます。
- 地域における子育て支援事業や高齢者福祉事業を広め、地域住民との実践の機会を充実し、福祉教育や福祉学習の推進に協力します。

## 基本施策II 地域福祉活動を担う人材の育成

### ■現状

町民の生活課題が多様化・複雑化している中、画一的な福祉サービスだけで解決することが困難なため、公的・民間のサービス、さらには地域住民をはじめ地域組織、保健・医療・福祉関係者の協力を組み合わせた支援により解決していく必要があります。また、地域福祉の考え方は、町民一人ひとりの参加と行動が不可欠であり、安定的かつ継続的な地域福祉活動を展開するためには、活動を担う人材を確保するとともに、地域でリーダーシップの取れる人材を育成することが必要です。さらに、地域福祉活動を支える担い手の不足や活動者の高齢化、固定化、活動への負担感の増加などに対応するため、幅の広い世代の多くの担い手が求められています。

### ■施策の方向性

民生委員・児童委員などの従来からの地域福祉活動者に加え、町民一人ひとりが活動の担い手であることの自覚を持てる機会を充実し、地域による身近な支え合い活動などの活性化を図り、担い手の確保に努めます。

#### ① 民生委員・児童委員など地域福祉活動の担い手の確保

### ■吉見町

#### 第1期計画での取組状況

- 民生委員・児童委員が地域の身近な相談員として活動しやすい環境を整えるため、関係機関と情報共有を行い、支援体制の強化に努めました。
- 民生委員・児童委員の資質向上のため、人権研修等の研修会を実施しました。また、認知度向上のため、広報により活動状況の周知に努めました。

#### 第2期計画の取組内容

##### 【民生委員・児童委員活動への支援】

- 地域におけるきめ細かな福祉活動を行いやすくするため、民生委員・児童委員協議会へのさまざまな支援を行います。
- 民生委員・児童委員活動の資質向上を図るため、各種研修会を充実します。
- 見守り活動など、民生委員・児童委員活動に必要な個人情報提供や地域関係者との情報共有のあり方について、条例制定も含めた検討を行います。
- 民生委員・児童委員とその活動内容を広く周知し、地域ぐるみの福祉活動を活性化します。

##### 【ボランティア活動者の拡大】

- 町社会福祉協議会のボランティアセンターとの連携体制を構築し、ボランティア活動の活性化を図るとともに、町社会福祉協議会と協働によるボランティアニーズ等の情報を積極的に発信し、担い手の拡大を強化します。

##### 【多様な人材の育成】

- 地域の関係者や町社会福祉協議会との連携を強化し、これからの地域福祉に必要な多様な人材を育成します。

■吉見町社会福祉協議会

**第1期計画での活動状況**

○吉見町ボランティアセンターを設置し、ボランティアに関する相談・情報提供及びボランティア登録を行いました。また、ホームページの充実、町（行政）との連携、ボランティアセンターだよりの発行等により情報提供を行い、ボランティア登録を推進しました。



年度	26年度	27年度	28年度	29年度
個人登録	134名	152名	169名	177名
団体登録	12団体	16団体	18団体	17団体

○各ボランティア団体活動者の定例会及びフォローアップ研修会を開催し、活動に対する振り返りを行い、支援の拡充を図りました。

**第2期計画の活動内容**

**【ボランティア活動者の拡大】**

- ボランティアセンターの周知、機能強化を継続して行い、幅広い分野で行われているボランティア活動の普及、活性化を図ります。
- 相談窓口の運営や情報提供を通じ、個人及び団体の登録を促進します。
- ボランティア活動保険制度を周知することで、活動上の不安を解消し、個人の登録を推進します。
- 町（行政）と協働によるボランティアニーズ等の情報を積極的に発信し、担い手の拡大を強化します。

**【ボランティア養成講座の開催】**

- ボランティア活動のきっかけ作りとしての各種養成講座を実施します。
- 各種養成講座受講者をボランティア活動の担い手として結び付けるために、受講後のフォローアップ体制を強化します。
- 多くの町民が参加しやすいような講座内容及び受講環境を検討します。

**【養成講座】**

- ・傾聴ボランティア講座、研修
- ・災害ボランティア研修
- ・読み聞かせボランティア講座、研修

**【町民や地域にお願いすること】**

- 自らが地域福祉活動の担い手であることを認識します。
- 自治会・班、民生委員・児童委員、福祉委員などの活動への理解を深め、活動に協力します。
- 幅広い世代からの担い手を確保し、後継者育成に取り組みます。
- 地域の誰もが参加しやすい活動内容・雰囲気づくりに努めます。

## ② 地域福祉活動のキーパーソンの育成

### ■吉見町

#### 第1期計画での取組状況

- 町社会福祉協議会が平成28年度に立ち上げた見守り活動推進員の活動を支援し、見守り体制の強化を図りました。
- ボランティア団体一覧表を作成し、地域で活躍する団体・活動内容の周知に努めました。

#### 第2期計画の取組内容

##### 【民生委員・児童委員活動への支援】(P.37 再掲)

- 地域におけるきめ細かな福祉活動を行いやすくするため、民生委員・児童委員協議会へのさまざまな支援を行います。
- 民生委員・児童委員活動の資質向上を図るため、各種研修会を充実します。
- 見守り活動など、民生委員・児童委員活動に必要な個人情報提供や地域関係者との情報共有のあり方について、条例制定も含めた検討を行います。
- 民生委員・児童委員とその活動内容を広く周知し、地域ぐるみの福祉活動を活性化します。

##### 【コーディネート機能強化への支援】

- 地域における継続的な支援が必要な方を総合的に支援できる体制を強化するため、町社会福祉協議会の行う体制整備の支援、専門機関や民生委員・児童委員、福祉委員等との連携を強化します。

### ■吉見町社会福祉協議会

#### 第1期計画での活動状況

- 平成26年度から地域福祉コーディネーターを設置しました。地区懇談会や小地域での福祉活動に関わり、福祉課題の把握及び相談支援を実施し関係機関との連携を図りました。

#### 第2期計画の活動内容

##### 【地域福祉コーディネーターの機能強化】

- 町（行政）、専門機関、民生委員・児童委員、福祉委員等と連携し、地域における継続的な支援が必要な方を総合的に支援する体制を強化します。
- 地域住民等からの相談を受け、地域の人々や関係機関とネットワーク形成を図ります。

#### 【町民や地域にお願いすること】

- 自治会・班、民生委員・児童委員、福祉委員などの活動への理解を深め、活動に協力します。

### 基本施策Ⅲ 地域住民同士の交流の促進

#### ■現状

超高齢社会・核家族化の進行などにより、町民個々のライフスタイルが多様化した結果、町民同士の関係は希薄化し、地域での交流の機会も減少しています。このことから、ひとり暮らし高齢者の方などが地域から孤立しやすいことや、生活課題を抱えている方が周囲から気づかれにくいことなど、地域の課題を早期発見・早期対応することが困難な状況が生じています。

また、地区懇談会では、各地区で「若い世代とのコミュニケーションの場や機会がない」といった意見が多く見られたことや、「老若男女、すべての世代が仲良く、地域の課題をともに解決できる関係を築きたい」と希望している参加者が多いことが分かりました。

#### ■施策の方向性

誰もが気軽に参加できる交流の場を充実するとともに、身近な地域のつながりを強化するため、町民が地域の生活課題に対する問題意識を共有し、相互の連携・協働のもと課題を解決できる仕組みづくりを進めます。また、地区懇談会の結果を踏まえ、世代を超えた交流をさらに促進します。

#### ①地域交流活動の促進

#### ■吉見町

第1期計画での取組状況
○コミュニティづくり推進協議会事業（ゴミゼロ運動、花いっぱい運動、郷土かるた大会等）の活動を支援し、地域や世代間交流の活性化に努めました。 ○介護予防リーダーを育成し、ふれあい・いきいきサロンと連携し介護予防活動の活性化を図りました。
第2期計画の取組内容
○様々な世代を対象としたサロン活動など、交流機会の場を充実し、町民同士の情報交換や身近な相談の場、健康づくり、介護予防活動の活性化を図ります。 ○様々な世代や地域の活発な交流活動を活性化するため、各種地域行事への支援を充実します。 ○町が行う行事・イベント等の内容においては、世代の交流が図れるよう検討します。 ○町社会福祉協議会が推進する小地域福祉活動を支援します。

■吉見町社会福祉協議会

**第1期計画での活動状況**

○ふれあい・いきいきサロン事業説明会、研修会（平成29年度については地域福祉フォーラムとして実施）、情報交換会を実施し、サロン活動への支援を行いました。また、活動に関する助成金として赤い羽根募金の配分金の一部を交付しました。

年度	26年度	27年度	28年度	29年度
サロン数	15 サロン	26 サロン	33 サロン	42 サロン

○ふれあい・いきいきサロン事業の中で三世代交流のイベント等を増やし、交流活動の活性化につなげました。

○敬老会や福祉まつりを開催し、地域交流の場及び福祉に関する周知・啓発につなげました。

○「障がい者ふれあいの旅」や「ふれあいパークゴルフ大会」を実施し、幅広く交流の機会を設けました。



**第2期計画の活動内容**

○世代を超えた各地区の伝統文化の継承など、地域の交流活動への支援を充実します。

**【交流事業】**

- ・敬老会、福祉まつりの開催
- ・在宅障がい者交流事業

**【サロン活動の推進】**

○住民同士が気軽に集える地域の交流の場であるサロン活動への支援を充実します。

○子どもから高齢者まで参加できる工夫や、より多くの住民が気軽に集える工夫などを行い、世代間交流の促進や活動強化を図ります。

**【サロン事業】**

- ・ふれあい・いきいきサロン

**【小地域福祉活動の推進】**

○身近な地域の住民同士のつながり作り、支え合いの関係づくりを推進するために、新たに、小地域福祉活動を推進します。

○地域住民、民生委員・児童委員、福祉委員、ふれあい・いきいきサロン関係者などが連携し、地域課題の発見・把握を行う機会を推進し、住民の福祉に関する理解と関心を高める活動を行います。

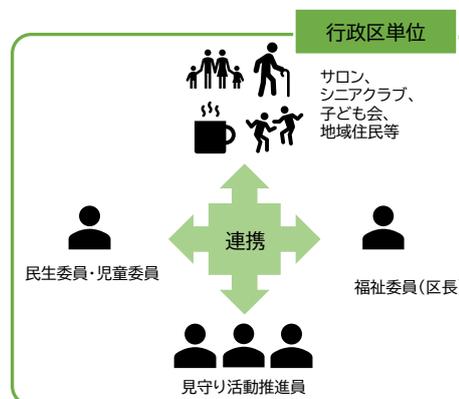
○身近な住民同士で、住み

やすい地域について主体的に考え、日ごろからの顔の見える関係づくりを推進します。

**小地域福祉活動の  
取り組みイメージ**



社会福祉協議会



**【町民や地域にお願いすること】**

- 地域社会の一員として、積極的に地域の交流活動に参加します。
- 近所で孤立していたり、閉じこもりがちの方に声をかけ、交流活動に参加します。
- 交流活動を通じて、人とのつながりを大切にします。
- 誰もが参加しやすい活動内容を企画し、地域交流の拠点づくりを充実します。
- 交流活動や地域行事の活動内容などを積極的に地域に発信し、参加者増加に努めます。
- 交流活動や地域行事を通じ、地域住民同士の情報交換や情報共有に取り組みます。
- 世代を超えて、すべての地域の住民同士声をかけあいます。
- 地域のイベントへの参加には、家族みんなで参加します。

**②地域交流拠点の充実**

■吉見町

**第1期計画での取組状況**

- 子育て支援センターにおいて、親子料理教室、ママヨガ等を開催し、子育て家庭の交流の場として気軽に情報交換できる環境整備に努めました。
- 住民主体による「いきいき百歳体操（介護予防体操）」を推進しました。町内11カ所で週1回開催されるようになり、体操後のお茶会等が地域の情報交換の場となっています。

**第2期計画の取組内容**

- 子育て家庭や高齢者等の世代や立場を超えて、誰もが身近な地域で気軽に交流活動ができるよう、既存施設等の有効利用を検討し、拠点づくりの充実に努めます。

■吉見町社会福祉協議会

**第1期計画での活動状況**

- ふれあい・いきいきサロン事業において「地域のプログラム」チラシを作成しました。町（行政）や社会福祉施設、警察等による出前講座やボランティアによる体操や演奏などの様々なプログラムを用意し、介護予防及び交流の場として活性化を図りました。また、サロン活動で実践できる「レクリエーション研修」を実施しました。
- 老人福祉センター荒川荘の管理運営においては、高齢者が安心して健康の増進、レクリエーション等を楽しめる環境整備に努めました。また、少人数利用者の送迎を開始し、利用促進を図りました。さらに、中学生社会体験チャレンジやボランティア体験も受け入れ、世代間交流を実施しました。

**第2期計画の活動内容**

- 公民館等の既存施設を活用し、より誰もが集まりやすい居場所づくりを検討します。

**【サロン活動の充実】**

- 地域からの孤立や介護予防等のために、誰もが気軽に参加できる場を通じて住民同士の交流を促進します。

#### 第4章 施策と活動の展開

##### 基本目標1 福祉意識の醸成と担い手づくり

- レクリエーションを充実させ、サロンの活性化を図ります。
- 在宅介護支援センター、地域包括支援センターとの連携を強化し、サロン活動への支援体制を整えます。

##### **【施設運営の充実】**

- 高齢者の健康増進、教養の向上、話し合いやレクリエーションを通じた仲間づくりにより、健康で明るい生活を心ゆくまで楽しめるよう、老人福祉センター荒川荘の管理運営を充実します。

##### **【町民や地域にお願いすること】**

- 身近な地域で住民同士が気軽に集まれる居場所づくりを進めます。
- 誰もが参加しやすい居場所づくりに努めます。

## 基本目標2 自助を支える互助・共助と公助が連携したまちづくり

### 基本施策1 地域福祉活動の環境整備

#### ■現状

地域福祉活動を推進するためには、住民同士の身近な地域での支え合いの関係をづくり、生活課題の早期発見や援助が促進される環境づくりが必要です。また、地域における多様な生活課題に的確に対応するためには、小地域における支え合いの活動をはじめ、その領域の拡大とともに、小地域間の連携を強化する必要があります。

さらに、地域福祉活動が円滑に行われるためには、活動を行っている方と活動内容が地域から理解されている必要があるため、民生委員・児童委員を含めた地域福祉活動を行う方々の周知を、今後も継続していく必要があります。

#### ■施策の方向性

民生委員・児童委員、区長などの活動を周知することで、活動しやすい環境整備を図ります。また、複雑化・多様化した町民の課題に的確に対応できるよう、地域組織間の日常的な交流機会の充実や地域福祉活動者の活動内容の周知などのほかに、地域福祉活動者との連携の強化を図ります。

#### ①民生委員・児童委員などの活動環境の充実

#### ■吉見町

##### 第1期計画での取組状況

- 地域の身近な相談員である民生委員・児童委員が活動しやすい環境を整えるため、関係機関と情報共有を行い、支援体制の強化に努めました。
- 防犯パトロール隊には、共通の被服を貸与し、地域が一体となって地域を見守る活動の支援をしました。
- 自主防災組織に対し、訓練時に必要となる資機材等を提供し、組織力の向上に努めました。
- 65歳以上の世帯状況調査及び災害時要援護者名簿を作成し、地域でもれのない見守り体制整備に努めました。

##### 第2期計画の取組内容

###### 【民生委員・児童委員活動の周知】

- 町の広報紙・ホームページなどにより、民生委員・児童委員の活動内容を周知し、活動しやすい環境を充実します。

###### 【地域組織化機能の支援と強化】

- 地域における見守り組織、防災組織、防犯組織等の組織化支援を強化するとともに、各種マップづくりなどの具体的な活動支援を充実します。

■吉見町社会福祉協議会

**第1期計画での活動状況**

- 町（行政）区長に「福祉委員」の委嘱を行い、町社会福祉協議会活動に関する理解を促し、協力をお願いしました。
- 地区懇談会において、福祉委員、民生委員・児童委員、ふれあい・いきいきサロン関係者等、地域の方の誰もが参加し、地域福祉に関する課題の共有及びその解決、地域における連携・協働の方法等に関して話し合いを行いました。
- 見守り活動推進員の立ち上げを行いました。その中で、見守り活動推進員会議を開催し、民生委員・児童委員へ参加を促し、連携の強化を図りました。

**第2期計画の活動内容**

**【福祉委員の周知】**

- 町（行政）と連携し、福祉委員活動を周知し、活動しやすい環境を整備します。
- 福祉委員に地区懇談会へ参加してもらうことで、福祉委員の周知を図り、住民との連携体制の基盤を整えます。

**【民生委員・児童委員の連携体制の整備】**

- 町（行政）と連携し、民生委員・児童委員、福祉委員など、地域福祉活動者の役割を検討し、より効果的な活動を支援します。
- 民生委員・児童委員に地区懇談会へ参加してもらうことで、民生委員・児童委員の周知を図り、住民との連携体制の基盤を整えます。

**【町民や地域にお願いすること】**

- 自治会・班、民生委員・児童委員、福祉委員などの活動への理解を深め、活動に協力します。
- 地区懇談会等の地域での話し合いの場に積極的に参加します。

②地域福祉活動の財源の確保

■吉見町

<b>第1期計画での取組状況</b>
<p>○地域住民の生活課題解決のためのきめ細かな福祉活動を展開するために、町社会福祉協議会への支援を実施しました。</p> <p>○地域包括支援センターの相談業務において、町社会福祉協議会と個別ケースに係る情報連携を図り、相談支援体制の強化を図りました。</p>
<b>第2期計画の取組内容</b>
<p><b>【町社会福祉協議会への支援の強化】</b></p> <p>○地域住民の生活課題解決のためのきめ細かな福祉活動を展開するために、町社会福祉協議会への支援を強化します。</p> <p>○地域包括支援センター等の町（行政）の専門機関と町社会福祉協議会との連携を強化し、町社会福祉協議会における相談支援機能の強化を図ります。</p> <p>○町社会福祉協議会の地域福祉活動に必要な社会資源などの有効活用に関する情報提供を強化します。</p> <p>○町社会福祉協議会職員の資質の向上のための支援を充実します。</p>

■吉見町社会福祉協議会

<b>第1期計画での活動状況</b>
<p>○町社会福祉協議会において、組織内部のネットワーク強化、協働の促進、人材育成等により組織の活性化を図り、運営基盤の強化に努めました。</p> <p>○共同募金（赤い羽根募金・地域歳末たすけあい募金・NHK 歳末たすけあい募金）の推進及び東日本大震災義援金、熊本地震災害義援金の受付を実施しました。また、その用途を明確に示し地域福祉活動の啓発及び推進を図りました。</p>
<b>第2期計画の活動内容</b>
<p><b>【町社会福祉協議会の基盤強化】</b></p> <p>○町社会福祉協議会の組織・人材・事業を充実し、運営基盤を強化します。</p> <p><b>【地域福祉活動の財源の確保】</b></p> <p>○社会福祉協議会の会員制度を周知し、会員の増加に努めます。</p> <p>○民間の地域福祉活動の主要な財源を確保するため、各種募金活動への理解と協力が得られるよう啓発活動を強化します。</p>
<p><b>【募金活動】</b></p> <p>・共同募金（赤い羽根募金・地域歳末たすけあい募金・NHK 歳末たすけあい募金） 等</p>

**【町民や地域にお願いすること】**

- 共同募金（赤い羽根募金・地域歳末たすけあい募金・NHK 歳末たすけあい募金）の役割について理解を深め参加します。
- 町社会福祉協議会の活動の主旨に賛同し、会員の入会に努めます。
- 町社会福祉協議会が行う活動に積極的に参加し、ともに地域福祉を推進します。

**③地域における情報共有の促進**

■吉見町

**第1期計画での取組状況**

- 地域住民同士の情報共有を促進するため、町社会福祉協議会が実施する地区懇談会を支援しました。

**第2期計画の取組内容**

**【地区懇談会の開催支援】**

- 住民のニーズ把握とともに、地域住民同士の情報共有を促進するため、町社会福祉協議会が実施する地区懇談会の開催を支援します。

**【地域における情報共有体制の整備】**

- 見守り活動など、民生委員・児童委員活動に必要な個人情報提供や地域関係者との情報共有のあり方について、条例制定も含めた検討を行います。

■吉見町社会福祉協議会

**第1期計画での活動状況**

**【地域福祉活動計画】**

- 地区懇談会において、福祉委員、民生委員・児童委員、ふれあい・いきいきサロン関係者等、地域の方の誰もが参加し、地域福祉に関する課題の共有及びその解決、地域における連携・協働の方法等に関して話し合いを行いました。

**第2期計画の活動内容**

**【地区懇談会の開催による情報共有】**

- 地域におけるニーズの把握、生活課題や福祉課題の明確化を進めるとともに、地域住民同士の情報共有を促進するため、地区懇談会を定期的で開催します。

**【町民や地域にお願いすること】**

- 個人情報の保護等、地域での情報共有の正しい知識を身に付けます。
- 地区懇談会や交流活動に積極的に参加し、身近な地域での課題共有、地域での解決方法の検討、提案を行います。

## 基本施策II 安心して利用できる福祉サービスの充実

### ■現状

町民誰もが地域で安心して暮らしつつけるためには、自助で解決が難しい生活課題に直面したときに、互助・共助や公助による支援を受けつつ解決することができる体制が重要です。また、複雑化・多様化している課題に対しては、自立した生活に向けた総合的な支援が受けられることが大切です。

### ■施策の方向性

高齢者や障がい者、子育て家庭、生活困窮者など支援を必要とする方が、地域で安心して暮らせるよう、保健・医療・福祉の総合的なサービスの充実や、地域、関係機関等との連携を深めた、一体的な支援を推進します。また、利用者本位のサービス体系を充実するため、サービスの質の向上や改善を行います。

### ①福祉サービスの推進

#### ■吉見町

#### 第1期計画での取組状況

- ファミリーサポートセンター事業では、子育て支援ガイドブックや広報等により周知を行い利用の促進に努めました。また、サポート会員養成のための講習会を実施し、子育て支援体制の充実を図りました。（子育て支援）
- 青少年相談員の活動を支援し、地域の子どもたちが健やかに成長できる環境整備に努めました。（子育て支援）
- 介護予防ボランティアの育成や、サロンへ保健師、健康運動指導士、作業療法士等専門職を派遣し、介護予防事業の推進に努めました。（高齢者支援）
- 高齢者ガイドブックを作成し全戸配布等により周知を行い、地域の高齢者サービス等の普及に努めました。（高齢者支援）
- 障がい者等の自立支援のため、サービス等利用計画に基づく適切なサービスの提供を実施しました。また、「障害者福祉ガイドブック」を作成し、障がい福祉に関する制度の周知に努めました。（障がい者支援）
- 比企地域自立支援協議会において、障がい福祉サービス従事者に対して各種研修を行い、資質の向上に努めました。（障がい者支援）

#### 第2期計画の取組内容

##### 【子育て支援の充実】

- 町の計画に基づき、子育て支援センターの機能強化、放課後児童クラブやファミリーサポートセンター事業の充実、子育てサークルの支援強化など、地域における子育て支援の充実を図ります。
- 地域との連携による青少年健全育成活動の活性化を図ります。

**【高齢者福祉施策の充実】**

○町の計画に基づき、介護予防ボランティアの育成支援、サロン活動の充実など、地域における高齢者の介護予防事業や生きがいづくりを推進します。

**【障がい者施策の充実】**

○町の計画に基づき、障がい福祉サービスを充実するとともに、相談支援事業や地域生活支援事業の充実を図ります。

**【福祉サービスの質の向上】**

○福祉サービス従事者等の研修を促進し、専門的に携わる関係者の質の向上に取り組みます。

**【町の実態に即した福祉サービスの推進】**

○地域住民のニーズや地域の実態を把握し、サービス提供事業者や関係機関等に情報提供を行い、町の実態に即した福祉サービスの充実や質の向上へとつなげるための体制を強化します。

**【サービス提供事業者への支援】**

○福祉サービス事業者などが実施する事業所内研修について助言するなどの適切な支援を行います。

**【新たな社会問題への対応】**

○引きこもり、生活困窮、犯罪や非行をした方など社会的孤立の状況にある方が抱える、生活課題に対応するため、町（行政）、専門機関、地域が連携したセーフティーネットの体制づくりなど、新たな課題に対応した地域福祉を推進します。

○生活困窮者自立支援制度などの福祉サービスの利用を促進し、自立した生活への総合的な支援を行います。

■吉見町社会福祉協議会

**第1期計画での活動状況**

○配食サービスについて、ボランティアの活動により、安否確認・声かけ・服薬の確認など柔軟な対応を行い、地域での孤立防止を推進しました。

○福祉移送サービス事業について、外出が困難な方に外出の機会を提供し、自立した生活を支援しました。また、運転協力者に対する研修会を実施し、質の高い支援を目指しました。

○日常生活自立支援事業について、判断能力が不十分な方の安心した日常生活を支援するために、相談支援及び日常的金銭管理などを行いました。

○福祉資金貸付事業について、生活に困窮する世帯で一時的に生活費等の支出が困難な世帯に対し貸付を行い、自立に向けた生活支援を行いました。

○介護保険事業、障がい福祉サービスの充実を図りました。また、職員に対し、運営や介護サービスの内容、ケアマネジメントの向上、地域福祉、社会貢献などに関する研修を行い資質の向上及びサービスの充実を図りました。

○福祉機器貸付事業について、介護を必要とする高齢者や障がい者等に対し車いすの貸出を行い、移動を確保することで自立した生活の支援を行いました。



- 新たな課題に対応した地域福祉活動の創出を目指し、地区懇談会を開催しました。また、平成30年度から生活支援体制整備事業の一部を町（行政）から受託し、関係機関と連携しながら地域福祉の底上げを図りました。
- 平成28年度から県主催の「生活困窮者自立支援制度町村別連絡会」に参加し、関係機関と連携し支援を行いました。また、平成29年度から県社会福祉協議会が実施する「彩の国あんしんセーフティネット事業」に参加し、県域で連携しながら生活困窮者等に対する相談支援を行いました。

## 第2期計画の活動内容

### 【配食サービスの推進】

- 町からの委託を受け、65歳以上の独居・高齢者世帯、障がい者世帯などで食事を作ることが難しい高齢者、障がい者等へ配食サービスを提供します。
- 配食サービスを通じ、利用者の地域での孤立を防止します。

### 【福祉移送サービスの推進】

- 要介護者等で家族等の補助なしでは外出が困難な方に、移送用の車両を使用して外出を援助し、自立を支援します。

### 【日常生活自立支援事業の推進】

- 認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など、判断能力が十分でない方を対象に、福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理、書類預かり等を行います。
- 社協だより、地域ケア会議、講演会等を通じた利用啓発活動を行うとともに、必要と思われる方への適切な情報提供を充実します。
- より充実したサービスとするために、生活支援員の研修会を実施します。

### 【福祉資金貸付事業の推進】

- やむを得ない事情により生活に困窮する世帯で、一時的に生活費・医療費等の支出が困難な世帯に対し貸付を行います。
- ケースワーカーや民生委員・児童委員との連携を強化し、利用者に対するきめ細かな相談対応を充実するとともに、貸付後の継続的な支援を強化します。

### 【生活福祉資金貸付事業の推進】

- 対象となる低所得世帯や障がい者世帯、高齢者世帯等に資金の貸付を行うことにより、経済的自立及び生活意欲の助長促進等が図れると認められる方に対して貸付を行います。
- 県と連携し、利用者に合わせて支援を充実します。

### 【介護保険事業、障がい福祉サービス、子育て環境の充実】

- 職員に対する研修を実施し資質の向上を図り、介護保険事業、障がい福祉サービスを充実します。

#### 【介護保険事業、障がい福祉サービス】

- ・居宅介護支援事業（介護予防含む）
- ・訪問介護事業（介護予防含む）
- ・要介護認定調査
- ・地域支援事業（介護予防教室、介護予防・生活支援サービス事業、生活支援体制整備事業）
- ・障がい福祉サービス事業（居宅介護・重度訪問介護）
- ・地域生活支援事業（移動支援事業）

○ボランティアとの連携を強化したサービス提供体制を充実します。

**【福祉機器貸付事業の推進】**

○介護を必要とする高齢者や障がい者などに対し、車いす等の貸出を行います。

**【新たな課題に対応した地域福祉活動の創出】**

○支援が必要な方の日常生活上の支援から地域包括ケアシステムの構築まで、地域住民、関係機関・団体、ボランティア、町（行政）などと連携し、地域に必要なインフォーマルサービスを検討します。

○引きこもり、生活困窮、犯罪や非行をした方など社会的孤立の状況にある方が抱える、生活課題に対応するため、町（行政）、専門機関、地域が連携したセーフティネットの体制づくりなど、新たな課題に対応した地域福祉活動を推進します。

**【町民や地域にお願いすること】**

○町の保健や福祉等の計画に興味をもち、どのような施策が展開されているか理解し、計画の推進に協力します。

○町の保健や福祉の計画、地域の課題について話し合い、地域で必要なサービス（インフォーマルサービス等）の検討、提案等に取り組みます。

### 基本施策Ⅲ 包括的な支援体制の整備

#### ■現状

生活課題は複雑化・多様化しています。解決のためには、高齢者・障がい者・子ども向けといった課題ごとの福祉サービスを1つずつ提供するのではなく、それらを適切に組み合わせ総合的に提供していく必要があります。そのため、共助や公助だけでなく、社会福祉法人やNPO法人などの民間の福祉組織、企業等と連携し、利用者に対して包括的な支援を提供できる体制が求められています。また、相談窓口についても、複雑化・多様化した生活課題を受け付けられるよう、様々な福祉サービスと連携の取れる体制を構築し、1つの窓口から様々な福祉サービスが柔軟に提供される体制を整える必要があります。

#### ■施策の方向性

様々な相談窓口や福祉サービスの提供者が連携できる場を設けることで、相談体制の機能強化や解決体制の構築を図るとともに、協働による地域の実情に合った新しい福祉サービスが創出される環境づくりを行います。

#### ①相談体制の充実

#### ■吉見町

<b>第1期計画での取組状況</b>
<p>○民生委員・児童委員や関係機関と連携を図り、生活課題の解決に向けた取組を実施しました。</p> <p>○多様化する相談事例に対して、専門職からの助言を基に関係機関と連携し、適切な支援策を検討し、対応しました。(子育て支援、高齢者支援、障がい者支援)</p>
<b>第2期計画の取組内容</b>
<p><b>【相談体制の周知強化】</b></p> <p>○民生委員・児童委員など地域における身近な相談員から専門的な相談窓口まで、広く相談体制を周知し、町民が早期に相談できる環境を整備します。</p> <p><b>【身近な相談体制の充実】</b></p> <p>○地域住民、区長、民生委員・児童委員など関係組織との連携を強化し、相談者の課題解決に協働して取り組み、身近な相談窓口体制を充実します。</p> <p><b>【相談機関の連携強化】</b></p> <p>○多様化・重複化した生活課題に対応するため、児童、高齢者、障がい者などの福祉・保健相談機能の横断的な充実を図ります。</p> <p><b>【相談員の専門性の向上】</b></p> <p>○相談員の資質の向上を図るため、各種研修を充実します。</p>

■吉見町社会福祉協議会

<b>第1期計画での活動状況</b>
<p>○心配ごと相談所について、チラシを全世帯に配布し周知を図りました。また、相談員定例会を年4回実施し、情報の共有及び資質の向上を図りました。</p> <p>○地域ケア会議、民生委員・児童委員協議会定例会、区長会等へ参加し連携を図り、関係機関と相談支援にあたりました。また、ふれあい・いきいきサロン、地区懇談会において把握した地域住民の福祉課題について、訪問支援を行いました。ささえあいサービス事業の実施により福祉課題の把握及び対応に努めました。</p>
<b>第2期計画の活動内容</b>
<p><b>【各種相談事業の充実】</b></p> <p>○多様化している相談内容に対応できるように、相談員や日常生活自立支援事業の専門員及び生活支援員などの資質の向上を図り、相談対応を充実します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p><b>【相談事業】</b></p><ul style="list-style-type: none"><li>・心配ごと相談事業</li></ul></div> <p><b>【身近な相談体制の充実】</b></p> <p>○町（行政）、民生委員・児童委員、福祉委員と連携し、身近な相談員の育成に努めます。</p> <p><b>【小地域福祉活動の推進】</b></p> <p>○新たに小地域（住民に身近な圏域）において、地域住民、民生委員・児童委員、福祉委員、ふれあい・いきいきサロン関係者や関係機関などが連携し、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる小地域福祉活動を推進します。</p> <p>○地域福祉コーディネーターは地域の中に入り、地域の方々や関係機関と協力して課題を明らかにし、総合的かつ包括的に相談支援を行います。</p>

**【町民や地域にお願いすること】**

- ひとりで悩まず、早期に相談します。
- 相談窓口や地域の相談員などの情報を把握します。
- 相談窓口や民生委員・児童委員等の相談員の情報を地域に広めます。

## ②課題解決のための連携強化

### ■吉見町

<b>第1期計画での取組状況</b>
※新規事業
<b>第2期計画の取組内容</b>
○各種協議会や委員会等の開催・運営を通じて、地域のさまざまな福祉資源同士をつなぐことで、連携体制を整え、地域の福祉サービスの効率化や新しいサービスが創出される環境づくりを行います。
<b>【町の実態に即した福祉サービスの推進】</b>
○地域住民のニーズや地域の実態を把握し、サービス提供事業者や関係機関等に情報提供を行い、町の実態に即した福祉サービスの充実や質の向上へとつなげるための体制を強化します。
<b>【相談機関の連携強化】</b>
○多様化・重複化した生活課題に対応するため、児童、高齢者、障がい者などの福祉・保健相談機能の横断的な充実を図ります。
<b>【専門機関との連携の推進による支援体制の確保】</b>
○県の機関や福祉・保健・医療・就労・教育の関連機関等との連携を図り、専門的サービスの支援の充実を図ります。

### ■吉見町社会福祉協議会

<b>第1期計画での活動状況</b>
※新規事業
<b>第2期計画の活動内容</b>
○地域ケア会議、民生委員・児童委員協議会定例会、区長会等へ参加し連携を図り、地域課題解決のための体制づくりに努めます。
○地域の実情にあったインフォーマルサービスを、様々な主体と連携し検討していきます。
<b>【各種専門会議との連携強化】</b>
○地域ケア会議、民生委員・児童委員協議会定例会、区長会、サロンなどに参加し、地域課題の把握に努めるとともに、地域に必要な福祉サービスを検討します。

### 【町民や地域にお願いすること】

- 参加する地域活動等においても、介護サービス事業者等の民間の福祉組織や企業等とも積極的に連携し、みんなで地域福祉を進めます。

### 基本施策Ⅳ 情報提供の充実

#### ■現状

福祉サービスが多様化する中、利用者が自分にあった福祉サービスを選択するためには、法制度、サービス内容等の情報が正しく提供されていることが必要です。そのため、制度改正等があった場合は、速やかに情報提供をするとともに、利用者にとって分かりやすく発信することが大切です。また、地域共生社会を推し進めていくうえで、町民の地域福祉活動への参加が重要となっていることから、活動の参加を促すため、活動内容や団体の紹介、ボランティアをしたいと考える方が活動に結びつくよう情報提供の充実が必要です。

#### ■施策の方向性

地域で支援を必要としている方、支援ができる方にとって、適切に情報が行き渡るよう、広報紙、ホームページ、パンフレットなどの様々な媒体を通じた効果的な情報提供を図ります。

#### ①情報提供の充実

#### ■吉見町

<b>第1期計画での取組状況</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○福祉サービス等に関するガイドブックを作成し、広報・ホームページなどにより情報提供を行いました。（子育て支援、高齢者支援、障がい者支援）</li> <li>○ボランティア団体一覧表を作成し、地域で活躍する団体・活動内容の周知に努めました。</li> </ul>
<b>第2期計画の取組内容</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○町の広報紙・ホームページやパンフレット等の情報媒体を活用し、福祉サービスを必要としている方が求めている、サービス内容等の必要な情報が得られるよう、利用する側に立った効果的な情報発信をします。</li> <li>○聴覚、音声・言語機能に障がいのある方が、必要とする情報を得ることができるよう手話通訳者や要約筆記者を派遣します。</li> <li>○地域福祉活動者が町の社会資源を有効活用できるよう、関係機関や団体、サービス提供事業者等と連携した情報提供体制を強化します。</li> <li>○地域福祉活動の状況やボランティアニーズの発信など、町社会福祉協議会と連携した情報提供の強化を図ります。</li> </ul>

#### ■吉見町社会福祉協議会

<b>第1期計画での活動状況</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○社協だより及びホームページの充実を図りました。</li> <li>○地区懇談会、ふれあい・いきいきサロン、自治会総会等において、町社会福祉協議会事業に関する説明及び周知を随時行いました。</li> <li>○町社会福祉協議会事業に関するパンフレット「あかるく住みよいふるしのまちづくり」を作成し、分かりやすい情報提供に努めました。</li> </ul>

### 第2期計画の活動内容

- 町社会福祉協議会ホームページの一層の充実を図ります。
- 事業の周知や福祉情報の認知度向上のため、社協だよりの内容を充実します。また、町民に親しみやすい紙面づくりに努めます。
- 区長会や自治会などを通じ、町社会福祉協議会の事業内容を説明するなど、身近な地域での情報提供を充実します。
- ボランティアセンターの運営を通じ、ボランティアをしたいと考える町民に適切な情報を提供することで、参加へと結びつけます。

### 【町民や地域にお願いすること】

- 町（行政）や町社会福祉協議会が発行・発信する情報に興味を持ち、福祉に関する内容に目を通します。
- 自治会など地域活動の情報を積極的に地域に向けて発信します。

## 基本目標3 すべての町民が安全で安心して暮らせる地域環境づくり

### 基本施策1 避難行動要支援者の支援方策

#### ■現状

地域における安全安心の暮らしづくりを進めるためには、予測することができない災害等の緊急時に対する支援体制の強化と町民一人ひとりの防災意識の向上が重要です。また、地域には、災害時に自分一人では避難することができない高齢者や障がい者、乳幼児等の避難行動要支援者が生活していることから、平時から情報の把握と緊急時の円滑な支援活動が求められています。

#### ■施策の方向性

町（行政）、自主防災組織、関係機関や団体等との連携による支援体制を強化するとともに、町民一人ひとりの防災等に対する意識の向上や避難行動要支援者名簿の登録の周知、平時における見守り活動を推進し、災害等の緊急時に強い地域づくりを進めます。

#### ①避難行動要支援者の支援体制の強化

#### ■吉見町

第1期計画での取組状況
<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害時の支援体制の整備に資するため、地域防災計画に基づき避難行動要支援者名簿を作成しました。</li> <li>○災害時要援護者名簿を年1回更新し、区長、民生委員・児童委員、町で情報を共有しました。また、平時から民生委員・児童委員による見守り活動を実施し、地域の状況把握に努めました。</li> <li>○防災訓練において、保健センターに福祉避難所を開設し、障がい者等の避難者を想定した訓練を実施しました。</li> </ul>
第2期計画の取組内容
<p><b>【避難行動要支援者の支援体制の強化】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○避難行動要支援者名簿の整備や関係機関との情報共有を通じて、災害時の連携による支援体制を強化します。</li> <li>○災害時の初動対応に係る支援者の確保に努めます。</li> <li>○災害時に高齢者や障がい者、児童、乳幼児などが適切に避難できるよう「避難行動要支援者支援計画」の推進体制を強化するとともに、その周知を図ります。</li> <li>○福祉避難所の確保など災害時にも対応できる公共施設の整備に努めます。</li> <li>○福祉事業者等との事前協議を推進し、身近な地域における福祉避難所の確保に努めます。</li> <li>○防災訓練等を通じて、地域の自主防災意識向上に努めます。</li> </ul>

■吉見町社会福祉協議会

**第1期計画での活動状況**

- 町（行政）の防災訓練に参加し、連携を図りました。
- 県社会福祉協議会と「埼玉県社会福祉協議会及び吉見町社会福祉協議会における災害時相互支援に関する協定書」を締結しました。協定により災害時には、都道府県社会福祉協議会、県内市町村社会福祉協議会と相互に連携・協力する体制の整備を行いました。
- 災害ボランティア登録名簿を作成し、随時登録を行いました。
- 災害ボランティア研修を実施し、災害に関する学習や支援方法を学びました。また、日本赤十字社埼玉県支部の協力のもと災害ボランティアセンター立ち上げ訓練を実施し、町社会福祉協議会職員及び地域住民とともに災害時を想定した訓練を行いました。
- 平成29年10月に「非常災害時対応マニュアル」を作成しました。

**第2期計画の活動内容**

**【避難行動要支援者の支援体制の連携強化】**

- 町（行政）との連携を強化し、避難行動要支援者等の情報共有体制を確保します。
- 災害時における、町（行政）、県社会福祉協議会、近隣市町社会福祉協議会との連携体制を確保します。

**【災害時ボランティア支援の強化】**

- 災害ボランティアの育成を充実します。
- 関係機関等と連携し、災害時を想定した災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練を行うなど、災害時におけるボランティア体制を充実します。
- 災害時ボランティア活動マニュアルを活用します。

**【町民や地域にお願いすること】**

- 日ごろから避難場所の確認や非常防災袋を用意するなど、防災に対する意識を深めます。
- 災害時など緊急時を想定した備え、避難方法について考えます。
- 避難行動要支援者登録制度について理解を深め、協力します。

## 基本施策II 一人ひとりの人権の尊重

### ■現状

認知症や知的・精神障がいなどの理由による、判断能力が充分でない方が、地域で自立し安心して生活を送り続けるためには、日常的なお金の管理や福祉サービスの選択などを支援する、いわゆる「権利擁護サービス」の利用が不可欠です。高齢者の核家族化や認知症高齢者の増加、障がい者の「保護者の高齢化」などの背景から、権利擁護サービスは今後大きな需要増が予測されるため、サービス供給量の確保や適切な利用促進の体制整備が必要です。また、最近では、児童、高齢者、障がい者への虐待、配偶者等へのDV（ドメスティックバイオレンス）、社会的孤立の状況にある方など、すべての方の人権の侵害や阻害を許さない社会の構築が求められています。

### ■施策の方向性

権利擁護サービスの需要の増加が見込まれていることから、市民後見人などのサービスの担い手の育成とともに、専門的な相談支援機関を充実します。また、児童虐待や高齢者虐待などの有効な防止策として、地域における見守り・通報体制の確立を進めます。

### ①権利擁護の普及・啓発と成年後見制度の利用促進

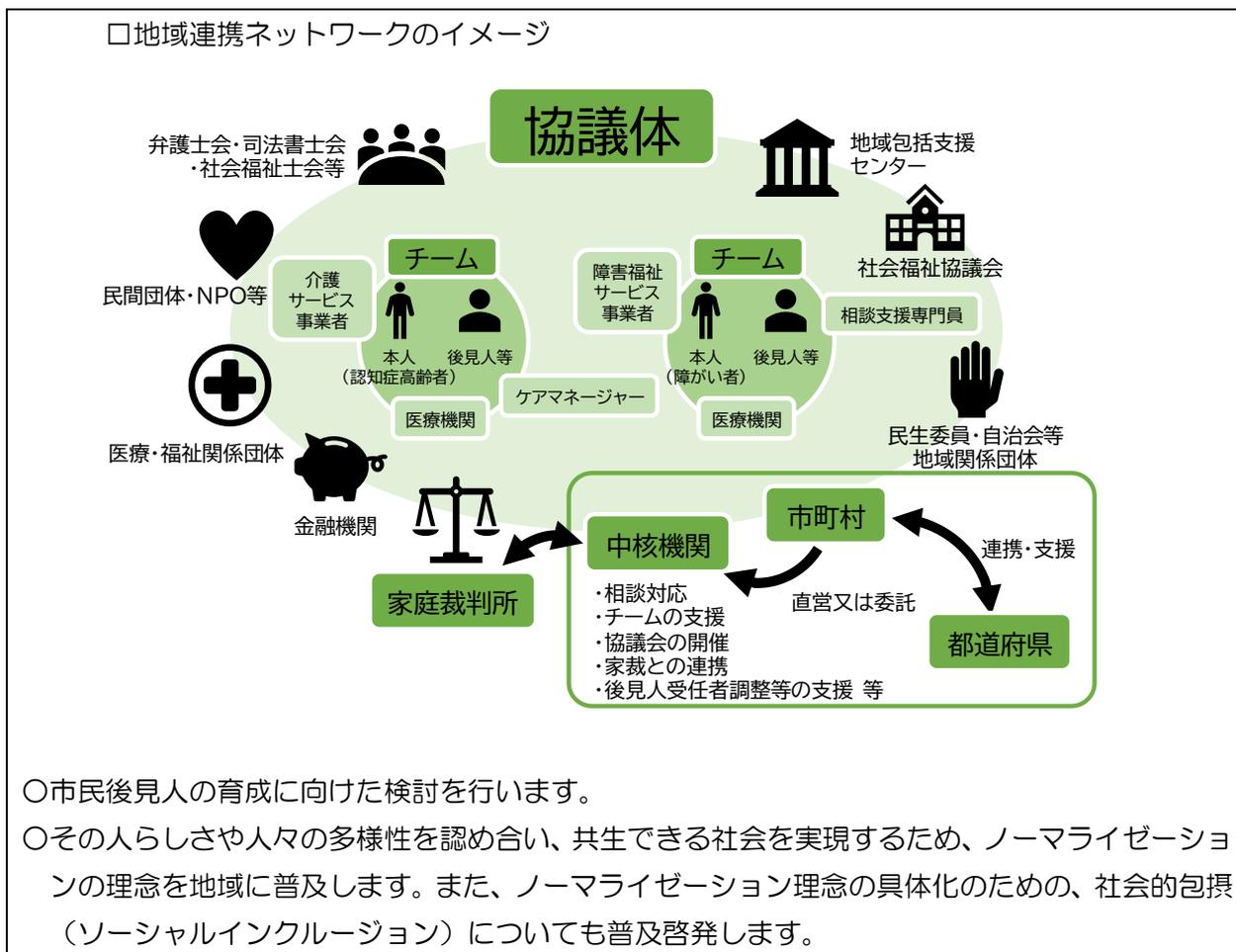
#### ■吉見町

#### 第1期計画での取組状況

- 福祉サービス等に関するガイドブックを作成し、町の広報紙・ホームページなどにより情報提供を行いました。（子育て支援、高齢者支援、障がい者支援）
- 成年後見制度について、研修会を実施し制度の周知に努めました。
- 障害者差別解消法の施行に伴い、町の広報紙・ホームページによる周知と事業者向けに説明会を実施し、普及啓発に努めました。

#### 第2期計画の取組内容

- 民生委員・児童委員、町社会福祉協議会、地域包括支援センター等と連携し、支援を必要としている方の把握に努めます。
- 日常生活自立支援事業や成年後見制度及び利用支援事業について広く周知するとともに、相談体制を充実し、利用の促進を行います。
- 成年後見制度利用促進に向けた体制づくりの整備を行います。



■吉見町社会福祉協議会

第1期計画での活動状況

- 平成26年度に町（行政）と合同で成年後見制度推進講座の開催、また地域包括支援センターとともに権利擁護に関する相談支援、成年後見制度に関する周知を行いました。
- 法人成年後見事業を実施し、被後見人の財産管理や身上監護を行いました。また、事業の適正な運用及びバックアップ体制の強化を図るため、司法書士、社会福祉士、医師などの有識者で構成する成年後見事業運営委員会を開催しました。
- 県社会福祉協議会で行われた「平成27年度市民後見人養成講座（基礎課程）」及び「平成28年度市民後見人養成講座（専門課程）」に生活支援員4名が参加し、市民後見人養成講座修了証を取得しました。

第2期計画の活動内容

【日常生活自立支援事業の推進】

- 認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など、判断能力が十分でない方を対象に、福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理、書類預かり等を行います。
- 社協だより、地域ケア会議、講演会等を通じた利用啓発活動を行うとともに、必要と思われる方への適切な情報提供を充実します。

○より充実したサービスとするために、生活支援員の研修会を実施します。

**【成年後見制度の推進】**

○財産の管理や身上監護（介護、施設への入退所などの生活について配慮すること）についての契約、遺産を分割するなどの法律行為を自分で行うことが困難だと考えられる認知症高齢者や知的障がい者あるいは精神障がい者等への成年後見制度の利用普及を図るための広報周知活動に努めます。

○法人成年後見事業に関する支援の体制を整備し、さらなる充実を目指します。

○組織として権利擁護サービスを提供する法人成年後見事業を行うことで、サービス開始から長く将来にわたって権利擁護サービスが必要な方等にとっても、安心できるサービス提供を目指します。

○町（行政）と連携して、市民後見人の育成に向けた検討を行います。

○町（行政）と連携して、成年後見制度利用促進に向けた体制づくりの整備を行います。

**【町民や地域にお願いすること】**

○権利擁護や人権などについての理解や知識を深めます。

○不安を抱えている方や権利擁護が必要な方の情報を関係機関等に提供します。

○万が一に備え、適切な権利擁護サービスの利用のために、情報収集を行います。

○成年後見制度の理解を深め、制度の周知とともに支援が必要な方を相談窓口につなぎます。

## ②虐待、DV等防止対策の地域連携強化

## ■吉見町

**第1期計画での取組状況**

- 要保護児童対策地域協議会において、児童相談所、警察等の関係機関と連携し要保護児童に対する、支援策の検討を行いました。
- DV被害者への支援措置等については、関係部署と連携し適切な対応を図りました。また、DV相談窓口となる連絡先を男女共同参画情報誌「ほほえみ」等に掲載し周知しました。
- 児童・高齢者・障がい者を対象とする埼玉県虐待禁止条例の施行に伴い、虐待通報ダイヤルが設置されました。広報等による周知と関係部署、社会福祉施設等に対して、リーフレットを送付し、虐待防止の意識啓発に努めました。

**第2期計画の取組内容**

- 地域における見守り体制の充実を図ります。
- 児童、高齢者等への虐待防止に向けた関係機関との連携を強化します。
- 虐待やDV防止に向けた啓発活動、相談体制及び早期発見・対応の充実を図ります。
- 犯罪や非行をした方の自立更生を促進するため、保護司等の活動を支援します。また、福祉サービスの利用に向けた、相談・調整等を行うことで再犯を防ぐとともに自立した生活を促進します。

## ■吉見町社会福祉協議会

**第1期計画での活動状況**

- 平成28年度に「見守り活動推進員」事業を立ち上げ、地域における見守り活動の強化と他機関との連携強化により重層的な見守りの充実を図りました。
- 町が実施する「吉見町要保護児童対策地域協議会」へ参加しました。また、地域ケア会議への参加や地域包括支援センターとの連携を図りました。

**第2期計画の活動内容**

- 地域における見守り体制の充実を図ります。
- 児童、高齢者等への虐待防止に向けた関係機関、町（行政）との連携を強化します。
- 虐待やDV防止に向けた啓発活動、相談体制及び早期発見・対応の充実を図ります。

**【町民や地域にお願いすること】**

- 人権侵害を許さない社会を築きます。
- 虐待防止など、地域の見守り活動を強化します。

**③男女共同参画の推進**

**■吉見町**

<b>第1期計画での取組状況</b>
○男女共同参画プランに基づき、講演会や男女共同参画情報誌「ほほえみ」を発行し、男女共同参画の意識啓発に努めました。
<b>第2期計画の取組内容</b>
○地域福祉活動の担い手として男女が分け隔てなく活躍できるよう、男女共同参画の意識啓発を図ります。

**■吉見町社会福祉協議会**

<b>第1期計画での活動状況</b>
○地域福祉は年齢、性別に関わらず、すべての地域住民の自分らしい生活を支援するものであることの意識醸成を様々な研修会で実施しました。また、町社会福祉協議会事業において、男女が共同で活躍できる場の提供に努めました。
<b>第2期計画の活動内容</b>
○男女がともに活躍できる地域福祉を推進します。

**【町民や地域にお願いすること】**

○男女がともに活躍できる地域福祉を推進します。

### 基本施策Ⅲ もれのない見守り活動の推進

#### ■現状

超高齢社会や核家族化の進行などとともに、ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯、孤立している子育て世帯などが増加しています。また、引きこもりや生活困窮、サービス利用拒否者など、支援の手が届きにくい方や制度の狭間にいる方などへの対応方法の検討なども喫緊の課題となっています。

#### ■施策の方向性

見守りが必要な方の増加に伴い、民生委員・児童委員などの地域の関係者・団体、事業者などと連携し、見守り体制の強化を図ります。また、見守り関係者間の情報共有、連絡体制を強化し、もれのない、効率の良い見守り活動を推進します。

#### ①地域における見守り体制の充実

#### ■吉見町

##### 第1期計画での取組状況

- 町社会福祉協議会が平成28年度に立ち上げた見守り活動推進員の活動を支援し、見守り体制の強化を図りました。
- 災害時要援護者名簿を年1回更新し、区長、民生委員・児童委員、町で情報を共有しました。また、平時から民生委員・児童委員による見守り活動を実施し、地域の状況把握に努めました。
- 防犯パトロール隊を中心に、地域における見守り活動を実施しました。

##### 第2期計画の取組内容

- 地域住民、民生委員・児童委員、福祉委員、関係機関・団体、町（行政）等が連携して見守りが必要な方の早期把握と継続した見守り活動を推進します。
- 地域支援事業等、福祉サービスと連携した重層的な見守り体制を構築します。
- 地域における支え合い活動の一環としての「支え合いマップづくり」を支援します。

#### ■町の重層的な高齢者見守り体制の推進

- 民生委員・児童委員による訪問活動
- 地域包括支援センター・在宅介護支援センター相談員による訪問（ひとり暮らし高齢者実態把握）
- 介護保険事業（地域支援事業）在宅高齢者等配食サービス事業
- 町社会福祉協議会による牛乳サービス、電話訪問ボランティア

子育て家庭、障がい者、生活困窮者等に対する地域における見守り活動も強化し、早期発見・早期対応につなげます。

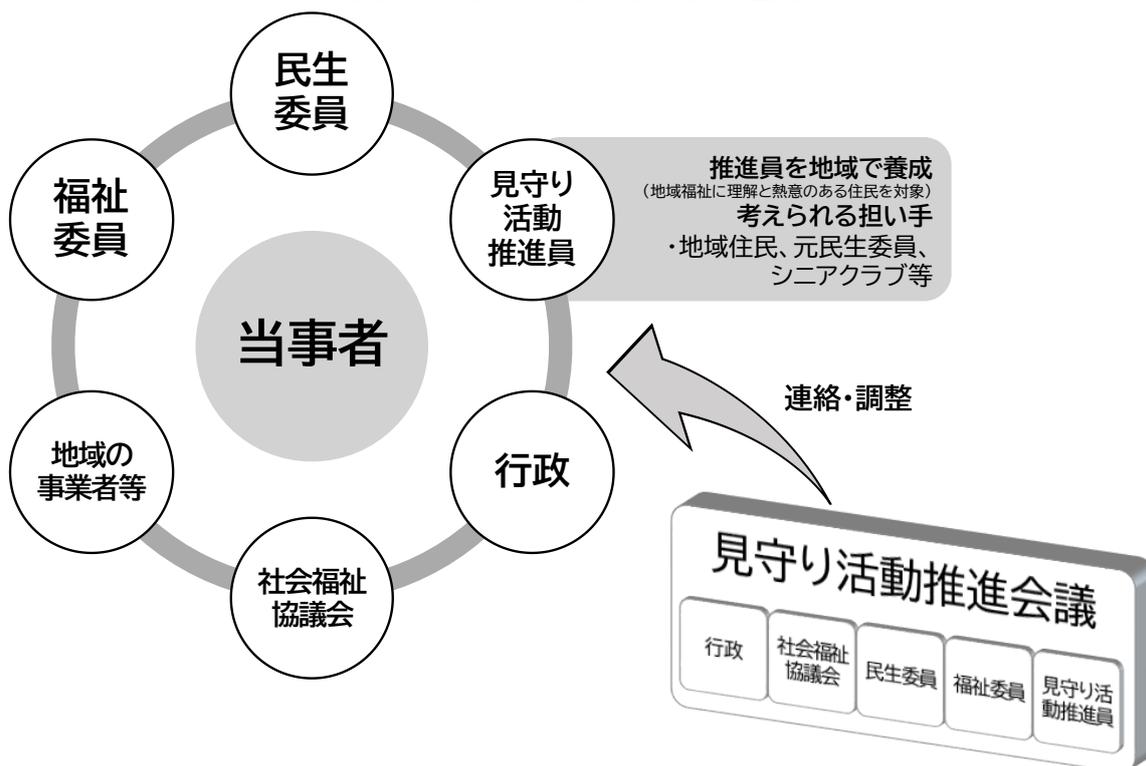
■吉見町社会福祉協議会

第1期計画での活動状況
<p>○民生委員・児童委員の協力により「老人愛の牛乳給食サービス事業」を実施し、連携した見守り活動を行いました。また、配食サービス、電話訪問ボランティアなどの活動と連携した重層的な見守りを行いました。</p> <p>○町（行政）や地域包括支援センター及び在宅介護支援センターと連携した見守り活動及び訪問支援を行いました。</p> <p>○平成28年度に「見守り活動推進員事業」を立ち上げました。また、見守り活動推進員定例会を開催し、知識の向上及び民生委員・児童委員の参加により連携強化を図りました。</p>
第2期計画の活動内容
<p>○民生委員・児童委員、福祉委員などが行う見守り活動を推進するとともに、地域住民、専門機関、町（行政）等と連携した対応を強化します。</p> <p>○見守り活動推進員活動の充実を図ります。</p> <p>○小地域福祉活動と連携し、一体的に見守り活動を推進し、体制のさらなる充実及び重層的な見守り体制の整備を目指します。</p>

【町民や地域にお願いすること】

- 日ごろ近所との関わりを持ち、地域による気づきの機会を増やします。
- 地域住民同士の信頼関係を築き、お互いに頼れる地域づくりを進めます。

見守り活動推進ネットワークの仕組み



## ②地域による早期発見の推進

## ■吉見町

## 第1期計画での取組状況

- 災害時要援護者名簿を作成し、平時から民生委員・児童委員による見守り活動を実施し、地域の状況把握に努めました。
- 吉見町地域つながり協議会の設置、生活支援コーディネーターの配置を行い、支援体制・地域ニーズの把握、地域資源の調整等を行う連携体制の強化を図りました。

## 第2期計画の取組内容

## 【地域連携体制の強化】

- 公的サービスと地域による見守りなどの支え合い活動を組み合わせて地域の課題を町全体で解決するための総合的な地域福祉推進体制（コミュニティソーシャルワーク）を整備します。
- 地域による早期発見を促進するとともに、専門職による早期対応につなげるための体制づくりを強化します。

## ■吉見町社会福祉協議会

## 第1期計画での活動状況

- 平成30年度に「小地域福祉活動」のモデル地区設定を行いました。身近な地域での支え合いの推進を図るための地域の組織化を図ります。また、関係機関と連携し、個人のニーズを把握し必要な支援へつなぐこと、及び地域全体の課題として捉える仕組みづくりの構築に努めました。
- 吉見町地域つながり協議会への参加及び生活支援体制整備事業の一部を受託し、関係機関との連携を図りました。

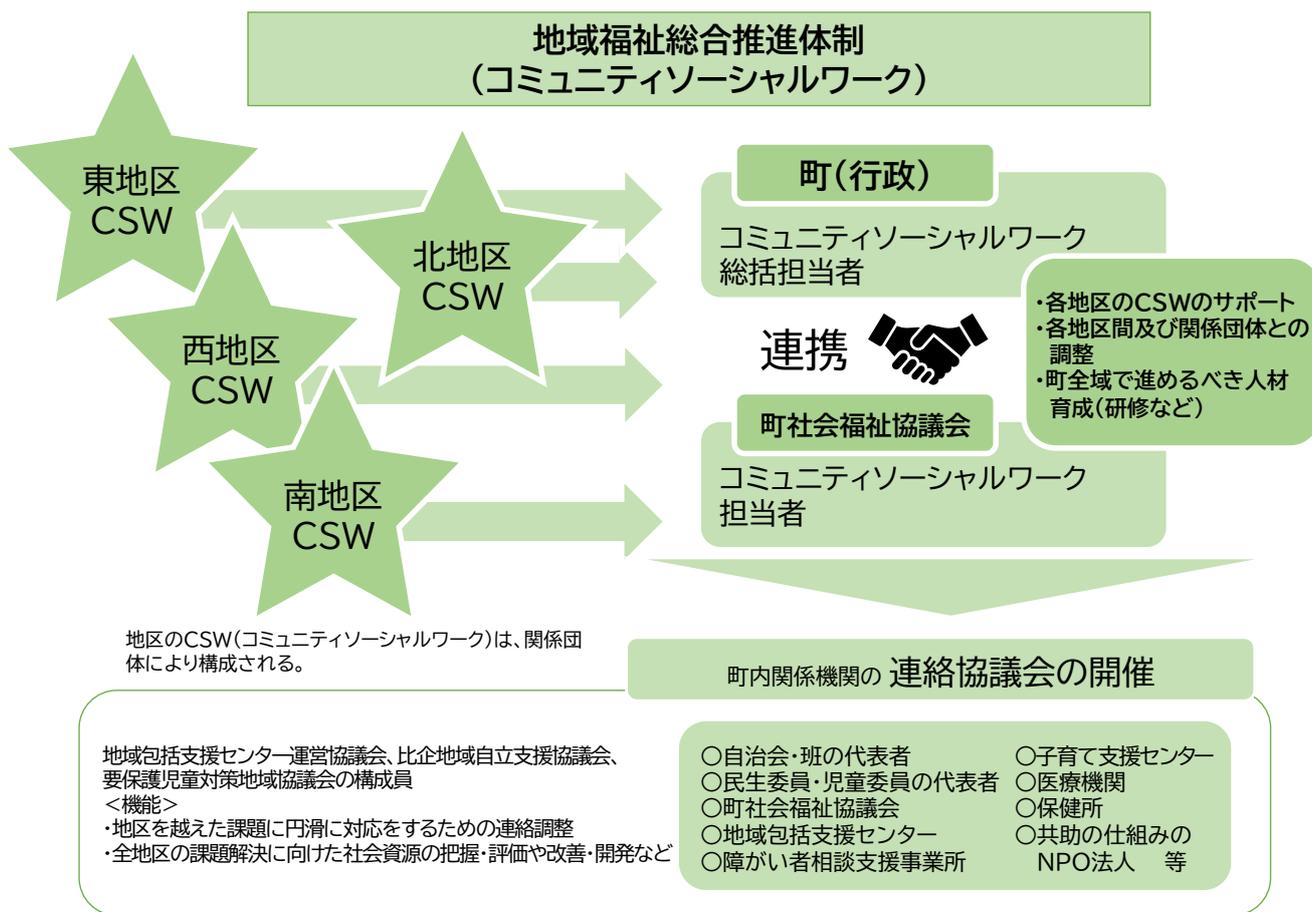
## 第2期計画の活動内容

## 【福祉・保健・医療の連携体制の構築】

- 重複化、多様化した生活福祉課題に対応するため、福祉・保健・医療との連携体制を強化します。
- 生活福祉課題を抱え、社会的に孤立している住民に対しては、関係機関、ボランティアやサロンと連携して、孤立の解消を図ります。
- 小地域福祉活動の推進により、地域による早期発見の仕組みの構築を図ります。

## 【町民や地域にお願いすること】

- 日ごろ近所との関わりを持ち、地域による気づきの機会を増やします。
- 支援が必要な方の情報は、民生委員・児童委員など地域の相談員や専門機関等につなげます。



## 基本施策Ⅳ 住民参加による在宅福祉サービスの充実

### ■現状

吉見町社会福祉協議会では、町（行政）と連携し、介護保険サービスなど公的制度ではまかないきれない身の回りの軽易な作業に対し支援を行うことで、すべての町民が地域で安心した生活が送れるよう、支え合い・助け合いの町づくりを目指した「ささえあいサービス事業」を実施しています。

利用件数、ささえあいサポーター会員数ともに年々増加傾向にあり、利用者のニーズにあった事業の充実が求められています。

また、町（行政）では、安心して子育てができるように、子育てのお手伝いをしてほしい方（利用会員）と子育てのお手伝いをしたい方（サポート会員）が会員となり、双方の合意のもとでお子さんの預かりを有償ボランティアで行うファミリーサポートセンター事業を実施しています。

### ■施策の方向性

今後も、ささえあいサポーター会員、ファミリーサポートセンター事業のサポート会員の増加を図るとともに、利用者のニーズにあったサービスの幅の拡大、質の向上に努めます。また、ささえあいサポーター会員のサービス提供技術向上のための研修等の機会を充実します。

### ①ささえあいサービス事業・ファミリーサポートセンター事業の充実

#### ■吉見町

#### 第1期計画での取組状況

- ささえあいサービス事業の実施主体である町社会福祉協議会の活動を支援し、だれもが地域で安心して生活できる環境整備に努めました。
- ファミリーサポートセンター事業では、子育て支援ガイドブックや広報等により周知を行い、利用の促進に努めました。また、サポート会員養成のための講習会を実施し、子育て支援体制の充実を図りました。（子育て支援）

#### 第2期計画の取組内容

- 買物の代行や簡単な家事支援、外出支援など、高齢者等の日常生活を支える、ささえあいサービス事業を町社会福祉協議会と連携し充実します。
- ファミリーサポートセンター事業のサポート会員の確保、増加を図ります。
- ささえあいサービス事業やファミリーサポートセンター事業についての周知を図り、事業の充実に努めます。

■吉見町社会福祉協議会

**第1期計画での活動状況**

○ささえあいサポーター会員を増やすため多彩な養成講座を実施し、広く会員を募りました。また、会員に対するフォローアップ研修会を実施し支援の幅を広げ資質の向上を図りました。

年度	26年度	27年度	28年度	29年度
登録者数	63名	81名	86名	102名



○民生委員・児童委員協議会定例会やふれあい・いきいきサロン等で事業の周知を行い、利用を促進しました。また、利用会員とささえあいサポーター会員との交流会を開催し、円滑な事業展開を推進しました。

年度	26年度	27年度	28年度	29年度
利用会員数	114名	164名	195名	225名
利用回数	1,066回	1,273回	1,766回	1,831回

**第2期計画の活動内容**

○買い物の代行や簡単な家事支援、外出支援など、高齢者等の日常生活を支える、ささえあいサービス事業を充実します。

○ささえあいサポーター会員の活動を周知し、会員の確保、増加を図ります。

○ささえあいサポーター会員への研修等の機会を充実し、サービスの質の向上を図ります。

**【町民や地域にお願いすること】**

○ささえあいサービス事業・ファミリーサポートセンター事業に参加します。

○自分の持っている技術を、ささえあいサービス事業に活かします。

## 第5章 計画の推進

### (1) 計画の公表

地域福祉を効果的に推進するためには、この計画が目指す地域福祉の方向性や施策、活動内容について、町民や関係機関・団体、事業所、町社会福祉協議会、町（行政）等、計画に関係するすべての方が共通の理解をもつことが重要です。

このため、町の広報紙やホームページ等を通じ、この計画を公表し、町（行政）及び町社会福祉協議会が目指す地域福祉について幅広く周知します。

### (2) 計画の進捗及び評価

この計画は、町民や住民組織、関係機関・団体、町社会福祉協議会、町（行政）等の協働により推進されるものであり、地域福祉に関する施策の進捗状況やその評価を行う際は、地域福祉活動関係者を含めた進捗管理を行う必要があります。

このため、町（行政）と町社会福祉協議会の合同推進会議として「吉見町地域福祉合同推進会議（仮称）」を設置するとともに、地域関係者を含む「吉見町地域福祉推進協議会（仮称）」を設置し、地域関係者、庁内関係各課、町社会福祉協議会の相互の連携による評価・点検を行い、効果的な計画の進行管理を図ります。

- 町（行政）と町社会福祉協議会との合同推進会議の設置
- 地域関係者を含む推進協議会の設置

### (3)数値目標一覧表

基本目標1 福祉意識の醸成と担い 手づくり	内容	実施主体	2018年度 (平成30年度)	2023年度 (平成35年度)
Ⅰ 福祉意識の醸成	認知症サポート養成講座受 講者数	吉見町	669人 (平成30年11月末)	1,100人
	地域への福祉教育の実施	社協	30時間 (平成30年11月末)	40時間
Ⅱ 地域福祉活動を担う 人材の育成	ボランティア登録者数と 団体数	社協	168名 18団体 (平成30年11月末)	200名 20団体
Ⅲ 地域住民同士の交流 の促進	介護予防リーダー養成者数 (介護予防活動の活性化)	吉見町	67人 (平成30年度見込)	167人
	住民主体の通いの場 (いきいき百歳体操)	吉見町	11箇所 (平成30年11月末)	26箇所
	ふれあい・いきいきサロン数	社協	44サロン (平成30年11月末)	48サロン
	小地域福祉活動の推進地域 の数	社協	0地区 (新規)	10地区
基本目標2 自助を支える互助・共 助と公助が連携したま ちづくり	内容	実施主体	2018年度 (平成30年度)	2023年度 (平成35年度)
Ⅱ 安心して利用できる 福祉サービスの充実	介護予防ボランティア 登録者数	吉見町	104人 (平成30年11月末)	152人
Ⅲ 包括的な支援体制の 整備	小地域福祉活動に対する 専門的支援の実施	社協	0地区 (新規)	10地区
基本目標3 すべての町民が安全で 安心して暮らせる環境 づくり	内容	実施主体	2018年度 (平成30年度)	2023年度 (平成35年度)
Ⅲ もれのない見守り活 動の推進	防犯パトロール隊参加者数	吉見町	518人 (平成30年11月末)	545人
Ⅳ 住民参加による在宅 福祉サービスの充実	ファミリーサポート事業 サポート会員数	吉見町	30人 (平成30年11月末)	35人
	ささえあいサポーター 会員数	社協	108名 (平成30年11月末)	130名
	ささえあいサービス事業 利用者数・利用回数	社協	238名 1,196回 (平成30年11月末)	260名 2,000回

## 資料編

### 1 策定の経緯

年 月 日	内 容
2018年 (平成30年) 6月18日	第1回地域福祉計画策定委員会及び地域福祉活動計画策定委員会
7月9日～ 7月31日	吉見町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定に関する町民意識調査
10月15日	第2回地域福祉計画策定委員会及び地域福祉活動計画策定委員会
10月28日～ 11月17日	地区別懇談会の開催 東地区：10月28日 西地区：11月10日 南地区：11月17日 北地区：11月17日
12月18日	第3回地域福祉計画策定委員会及び地域福祉活動計画策定委員会
2019年 (平成31年) 1月4日～ 2月4日	パブリックコメントの実施
2月14日	第4回地域福祉計画策定委員会及び地域福祉活動計画策定委員会

## 2 吉見町地域福祉計画策定委員会設置要綱

平成25年3月29日

要綱第12号

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づき、吉見町地域福祉計画を策定するため、吉見町地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、吉見町地域福祉計画の策定に関し意見の交換及び検討を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 関係団体の構成員
- (3) 公募による町民
- (4) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から吉見町地域福祉計画の策定が終了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉町民課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

### 3 吉見町地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

平成25年5月1日

要綱第1号

(設置)

第1条 吉見町における地域福祉活動計画を策定するため、吉見町地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、吉見町地域福祉活動計画の策定に関し意見の交換及び検討を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから吉見町社会福祉協議会（以下「社協」という。）会長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 関係団体の構成員
- (3) 公募による町民
- (4) その他会長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から吉見町地域福祉活動計画の策定が終了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、社協において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成25年5月1日から施行する。

#### 4 地域福祉計画策定委員会及び地域福祉活動計画策定委員会名簿

	氏名	所属団体等	選出区分
1	田島 豊	区長会	関係団体、識見を有する者 (全般)
2	鈴木 稔	民生委員児童委員協議会	関係団体、識見を有する者 (全般)
3	森 光一	商工会	関係団体、識見を有する者 (全般)
4	柴崎 和男	シニアクラブ連合会	識見を有する者 (高齢者)
5	荻原 幸子	常磐苑	識見を有する者 (高齢者)
6	宮崎 幸治	社会福祉法人 雄飛	識見を有する者 (高齢者)
7	菊池 智美	PTA 連絡協議会	識見を有する者 (子育て)
8	作山 すみ子	愛育会	識見を有する者 (子育て)
9	高橋 武志	NPO 法人ひばり	識見を有する者 (障害者)
10	菊地 富美子	赤十字奉仕団	識見を有する者 (ボランティア)
11	大曾根 明子	ひだまりサロン	識見を有する者 (ボランティア)
12	新井 裕子	のぎくの会	識見を有する者 (ボランティア)
13	小川 幸弘	健康推進課長	その他
14	関根 正徳	子育て支援課長	その他

---

## 第2期吉見町地域福祉計画・地域福祉活動計画

### 吉見町

〒355-0192

埼玉県比企郡吉見町大字下細谷 411

電話 : 0493-54-1511 (代表)

FAX : 0493-54-4200

### 社会福祉法人

### 吉見町社会福祉協議会

〒355-0118

埼玉県比企郡吉見町大字下細谷 1216-1

電話 : 0493-54-5228

FAX : 0493-54-6905

---